

パブリックコメント
令和8年10月1日から令和8年11月2日まで

第5次光市男女共同参画基本計画（素案）

令和8年10月
光市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	4
1 「第4次光市男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化	
（1）人口の減少・少子高齢化の進行	4
（2）家庭環境と地域社会の変化	5
（3）雇用を取り巻く環境	6
（4）仕事と子育て等の両立をめぐる状況	8
2 「第4次光市男女共同参画基本計画」策定後の国・山口県の動き	
（1）国の動き	10
（2）山口県の動き	12
3 市民アンケート調査からみる現状と課題	14
4 「第4次光市男女共同参画基本計画」の検証	30
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の目指すもの	37
2 計画の構成	37
3 基本理念	38
4 基本目標	38
5 施策の体系	42
第4章 施策の展開	43
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
重点項目1 男女共同参画の意識の醸成	43
重点項目2 人権と多様性の尊重	46
重点項目3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	48
重点項目4 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	51
基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	53
重点項目6 地域社会等における男女共同参画の推進	56
重点項目7 就労の場における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和	58
重点項目8 子育て・介護支援の充実	62

基本目標Ⅲ 誰もが安全で安心して暮らせる環境づくり

重点項目 9	生涯にわたる心と身体健康支援	66
重点項目 10	安全で安心して暮らせる環境の整備	69
重点項目 11	あらゆる暴力の根絶	73
重点項目 12	困難な問題を抱える人が安心して相談できる環境の整備	77

第5章 計画の推進 80

1	市民との協働による計画の推進	80
2	推進体制の整備・充実	80
3	調査・研究の充実と情報の提供	80
4	国・県及び関係機関との連携	80
5	定期的な計画の評価	81
6	推進体制図	81

資料編 82

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、2007年（平成19年）3月に「光市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の展開を図ってきました。その後、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、2013年（平成25年）3月に「第2次光市男女共同参画基本計画」、2017年（平成29年）3月に「第3次光市男女共同参画基本計画」、2022年（令和4年）3月に「第4次光市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んできました。最初の計画の策定から20年近くが経過し、男女の地位は平等だと思う人の割合の増加や、市の審議会等への女性参画率の向上など、男女共同参画社会の実現に向けた着実な歩みが見受けられます。

第4次光市男女共同参画基本計画では、持続可能な開発目標「SDGs」の理念に基づくジェンダー平等の実現に向け、様々な取組にSDGsの視点を取り入れ推進してきました。その結果、LGBT等の性的マイノリティに対する考え方の浸透や、男性の家事・育児参画の重要性が広く認識されるようになりました。

一方で、依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などの様々な場面では、いまだアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っており、若者や女性が生きづらさを感じる要因の一つとなっています。加えて、日本全体で人口減少や少子高齢化が急速に進行し、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題は多様化、複雑化しています。

また、本市の「第4次光市男女共同参画基本計画」策定以降、国においては2023年（令和5年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、多様性に関する理解の増進について、基本的な方針が示されました。さらに、2024年（令和6年）には、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を行うため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

今後、人生100年時代の到来、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展、頻発する自然災害など、これまでの暮らし方や働き方、人々の意識の変革を迫る様々な変化に対応しながら、全ての人が暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感できる社会の実現に向けて、取組を進めていくことが重要です。

こうした社会情勢の変化や、本市における実績を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第5次光市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

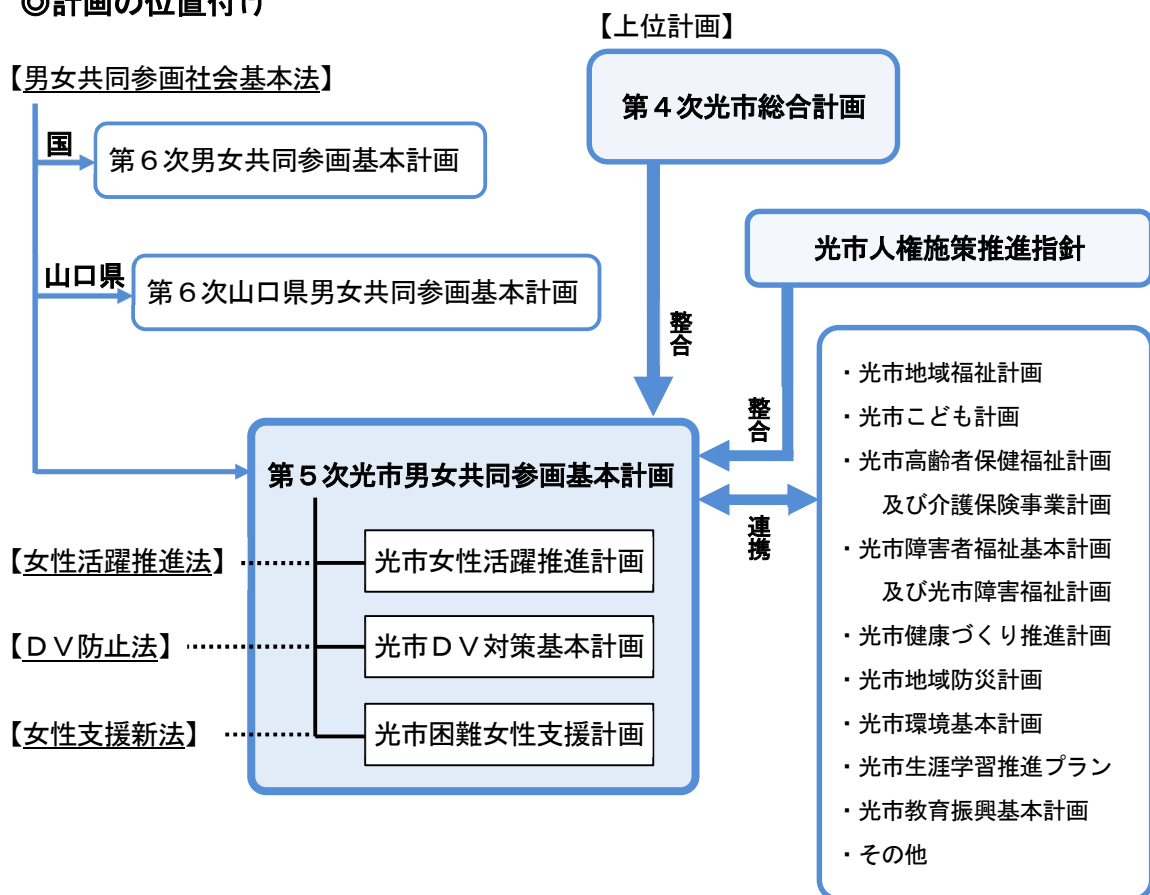
2 計画の位置付け

（1） 本計画は、「第4次光市総合計画」を上位計画とし、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「第6次山口県男女共同参画基本計画」を勘案し、「男女共同参

画社会基本法」第14条第3項に基づき策定するものです。

- (2) 本計画のうち、「基本目標Ⅱ」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (3) 本計画のうち、「基本計画Ⅲ 重点項目11」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (4) 本計画のうち、「基本計画Ⅲ 重点項目12」を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

◎計画の位置付け



3 計画の期間

この計画の期間は、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化や計画の進捗状況、国、県の動向を踏まえながら、適宜見直しを行います。

年 度 計 画	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
光市総合計画	第3次光市総合計画					第4次光市総合計画				
光市男女共同 参画基本計画	第4次光市男女共同参画基本計画					第5次光市男女共同参画基本計画				



第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

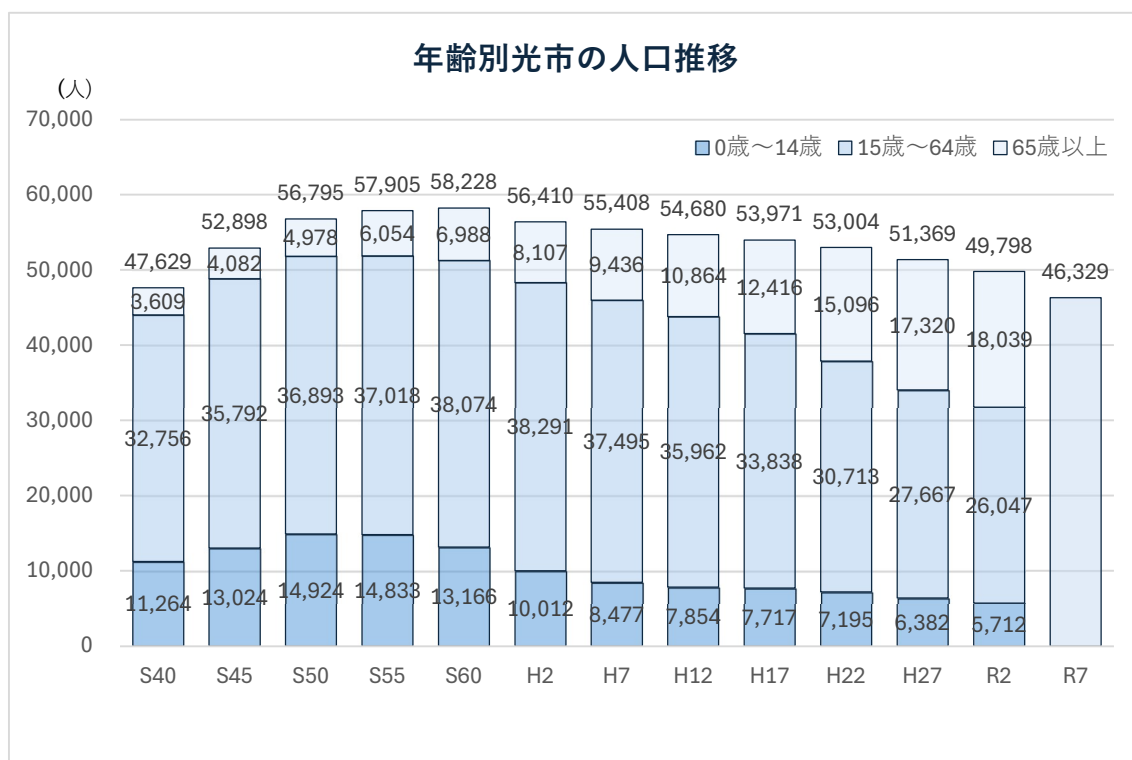
1 「第4次光市男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化の進行

国勢調査によると、本市の総人口は、昭和60年の58,228人をピークに減少に転じ、2025年（令和7年）には46,329人（国勢調査速報値）となっています。また、今後更に人口減少が加速し、2045年（令和27年）には、37,000人を割ると予測されています。

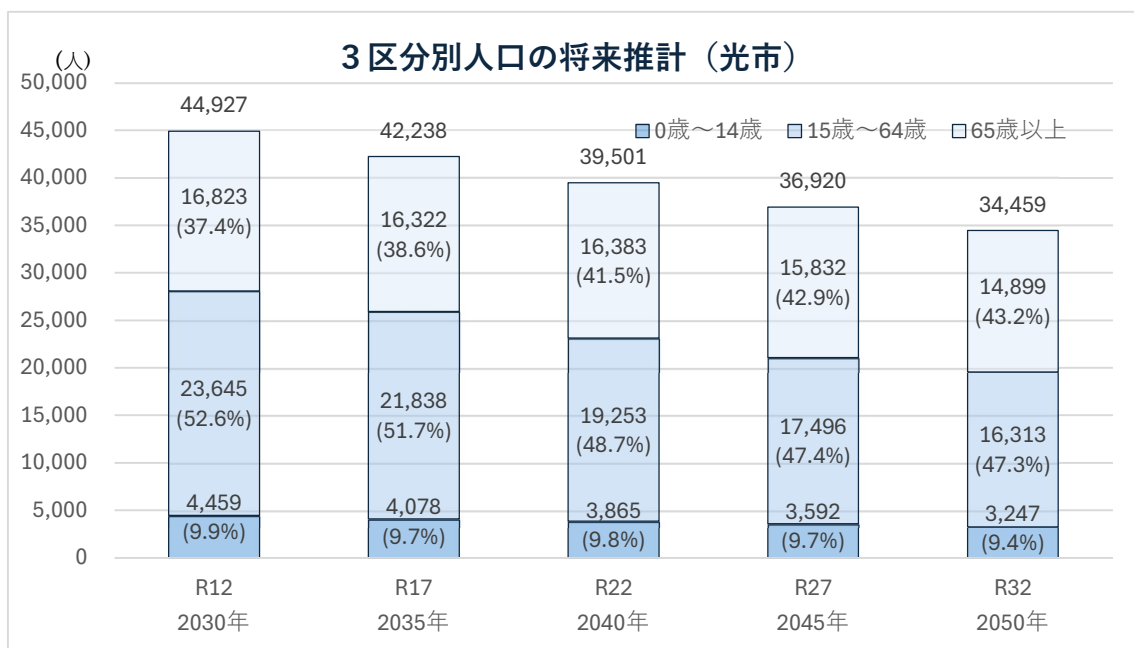
また、人口減少と併せて少子高齢化も進んでおり、65歳以上の人口割合は、2005年（平成17年）の国勢調査時には超高齢化社会とされる21%を超え、2020年（令和2年）には36.2%に達し、さらに、2045年（令和27年）には、約43%に上昇すると予測されています。

さらに、働く世代でもある15歳以上64歳以下の生産年齢人口の割合は低下を続けるとともに、15歳未満の年少人口の割合は、2020年（令和2年）の11.5%から2045年（令和27年）には9.7%程度まで下がるなど、引き続き低下傾向が予測されています。



【資料：国勢調査】

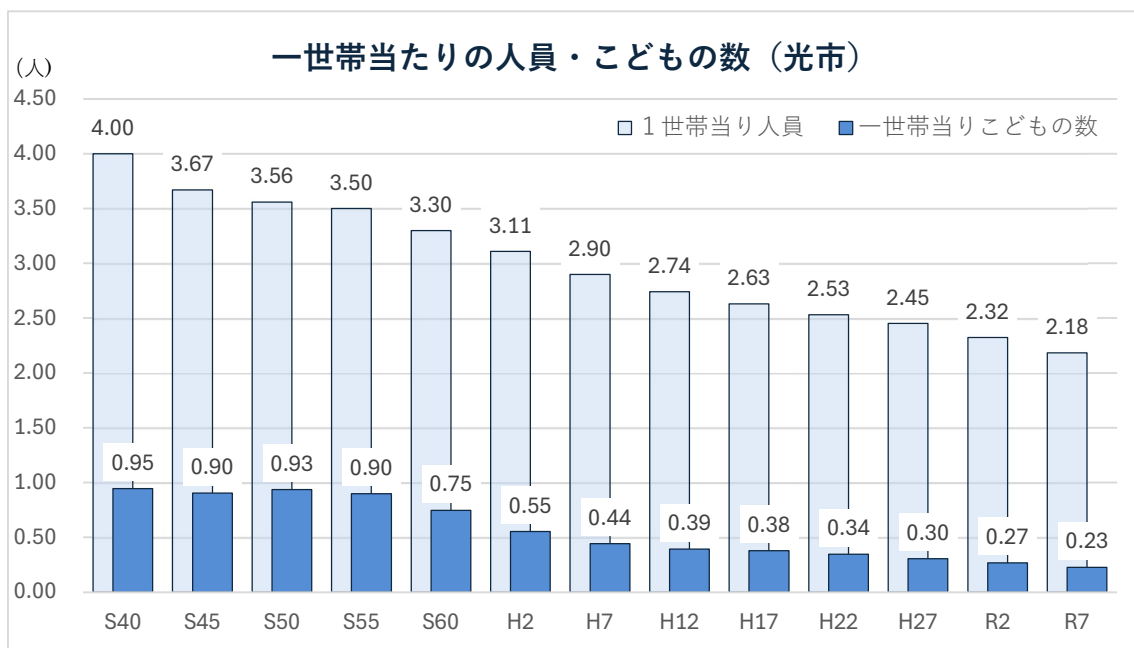
※令和7年は速報値



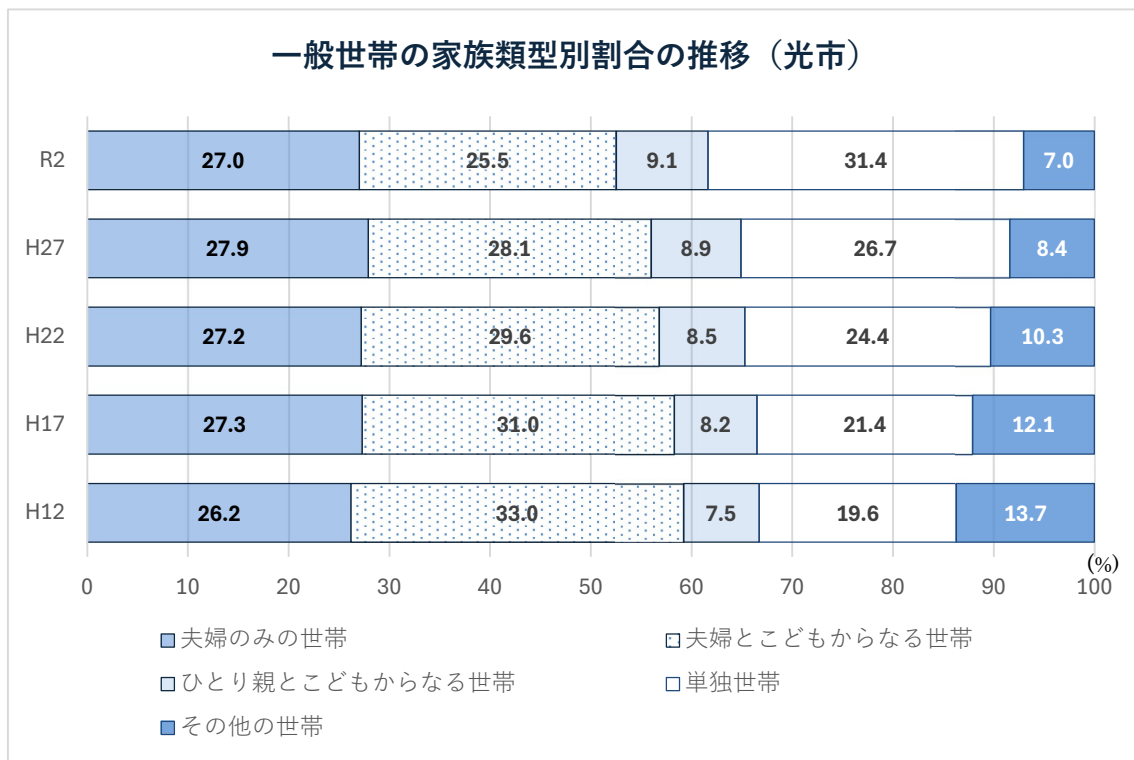
【資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」】

（２） 家庭環境と地域社会の変化

国や山口県と同様に、本市でも、一世帯当たりの人数とこどもの数が減少を続けており、単独世帯やひとり親世帯、夫婦のみの世帯が増加するなど、家族の形態が変化しています。地域社会におけるつながりの希薄化や災害発生時における要配慮者支援のあり方など課題は深刻化しています。



【資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査】



【資料：国勢調査】

（３） 雇用を取り巻く環境

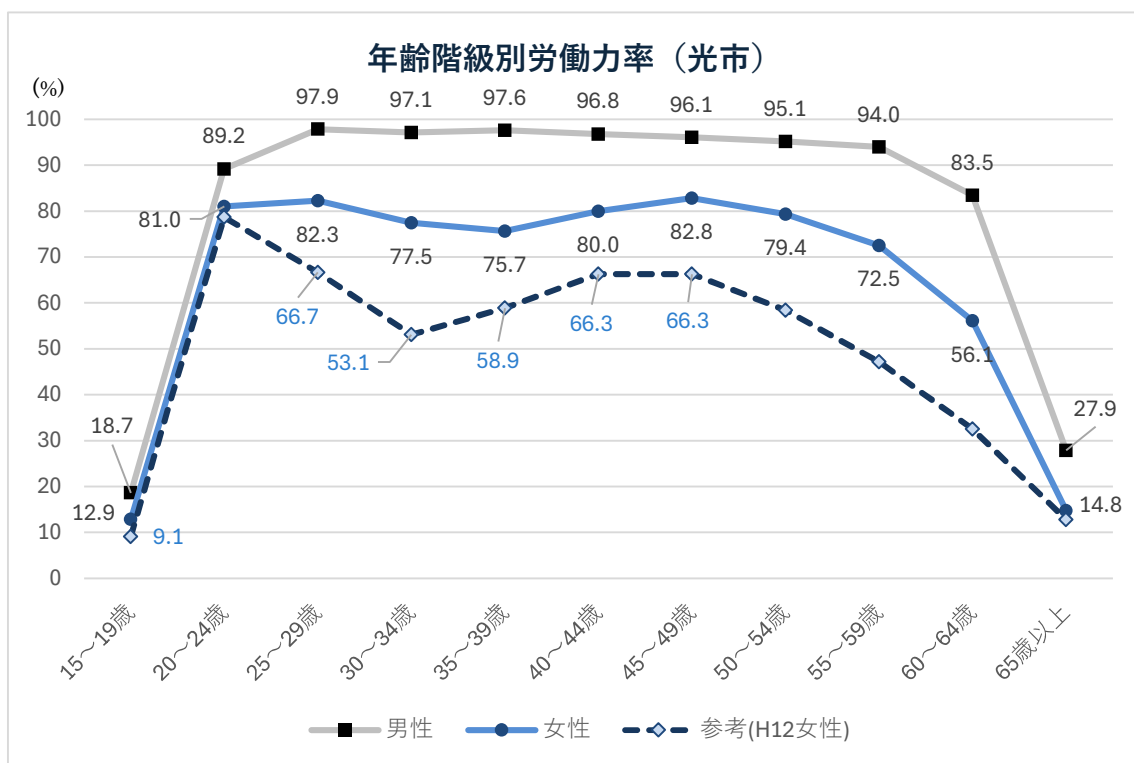
2020年（令和2年）より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワークやオンラインの活用が進み、柔軟で多様な働き方が広まりを見せました。

その一方で、感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等は、非正規雇用労働者を中心に女性が多く従事するサービス業等の就業・雇用状況の悪化、在宅時間が増加したことを背景としたDV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力の増加・深刻化等、女性をめぐる様々な課題が顕在化しました。

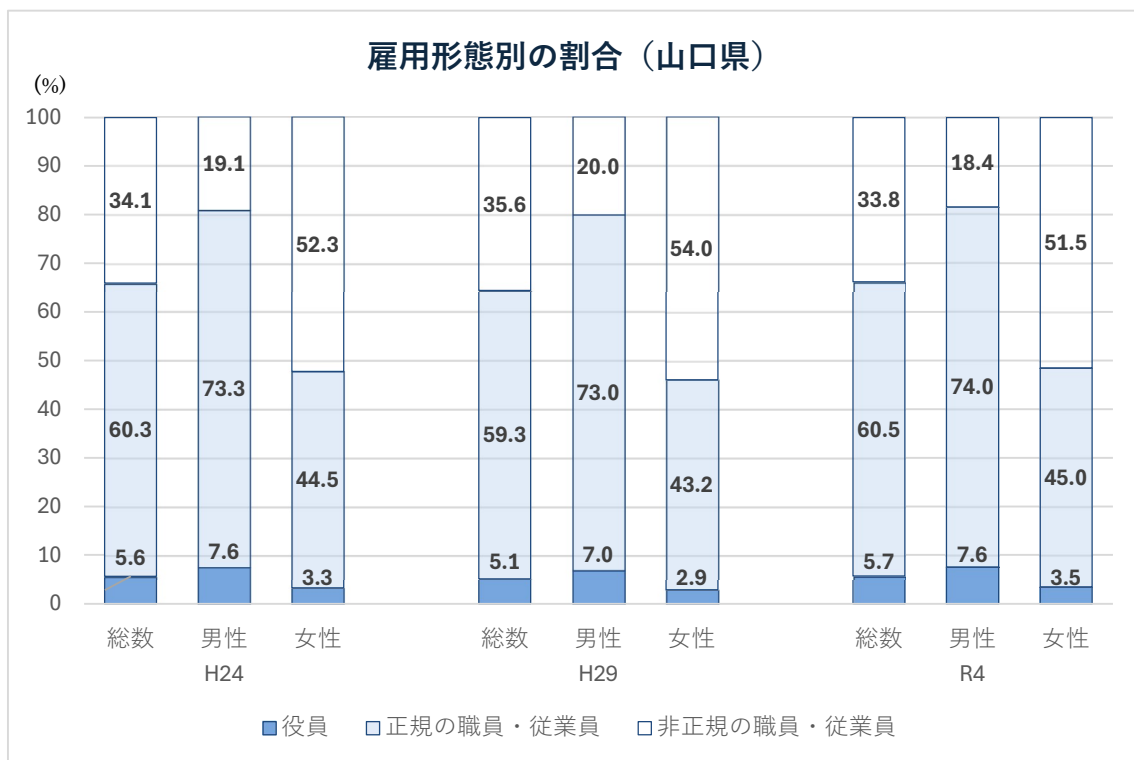
こうした中で、本市における雇用者に占める女性の割合は増えていますが、令和2年における女性の年齢階級別の労働力率は、30歳代で若干低下し、その後40歳代から緩やかに上昇しています。平成12年と比較すると、低下、上昇の幅は縮小し、緩やかなM字カーブから台形に近い形状になってはいますが、いまだに女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で、再び就業している状況が伺えます。

また、雇用形態をみると、男性は正規雇用が全体の約3/4を占めるのに対し、女性は半数以下となっており、この割合はほぼ変わりありません。また、非正規雇用に関しては、男性は18.4%に対し、女性は51.5%と大きな割合を占めています。

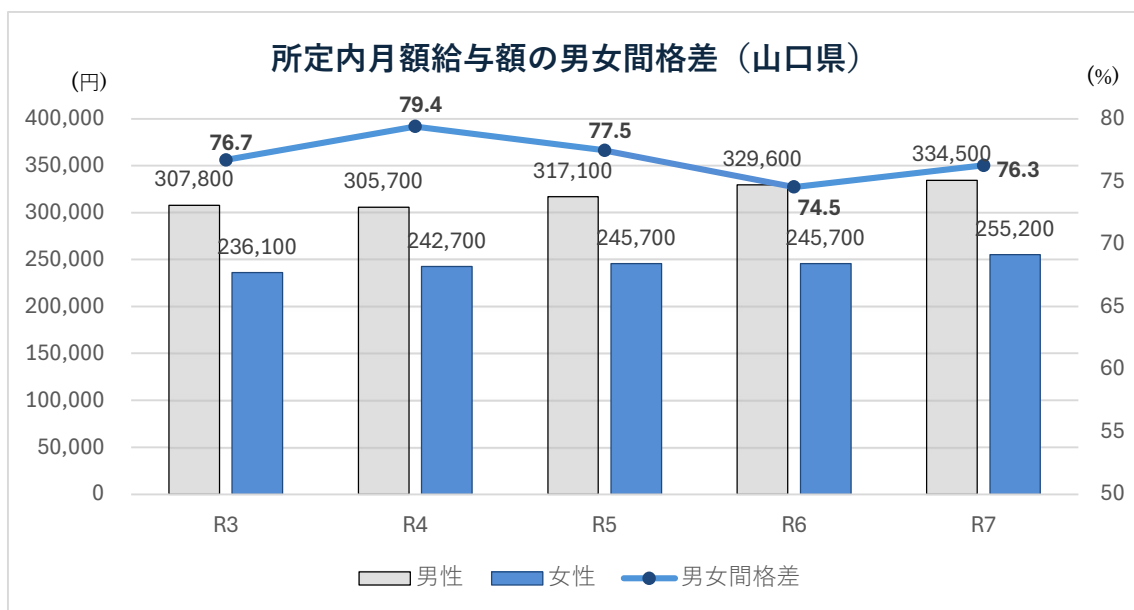
一方、男性と女性の給与額を比較すると、男性の給与額と比べて女性の給与水準は3/4程度の状況が続いています。



【資料：令和2年国勢調査】



【資料：就業構造基本調査】



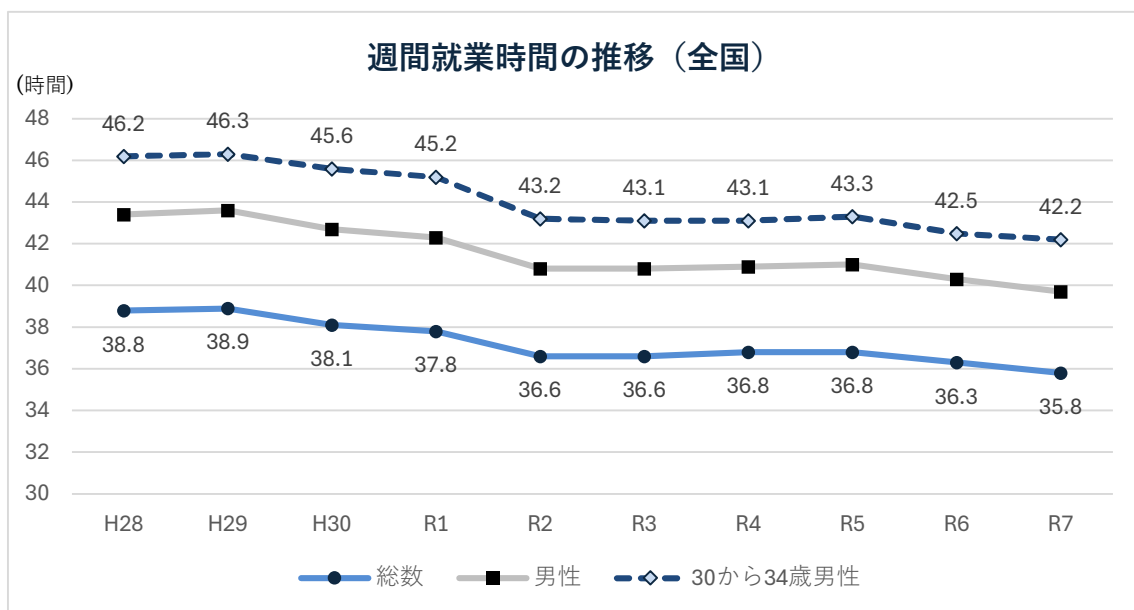
【資料：賃金構造基本統計調査】

※「男女間格差」は、男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準

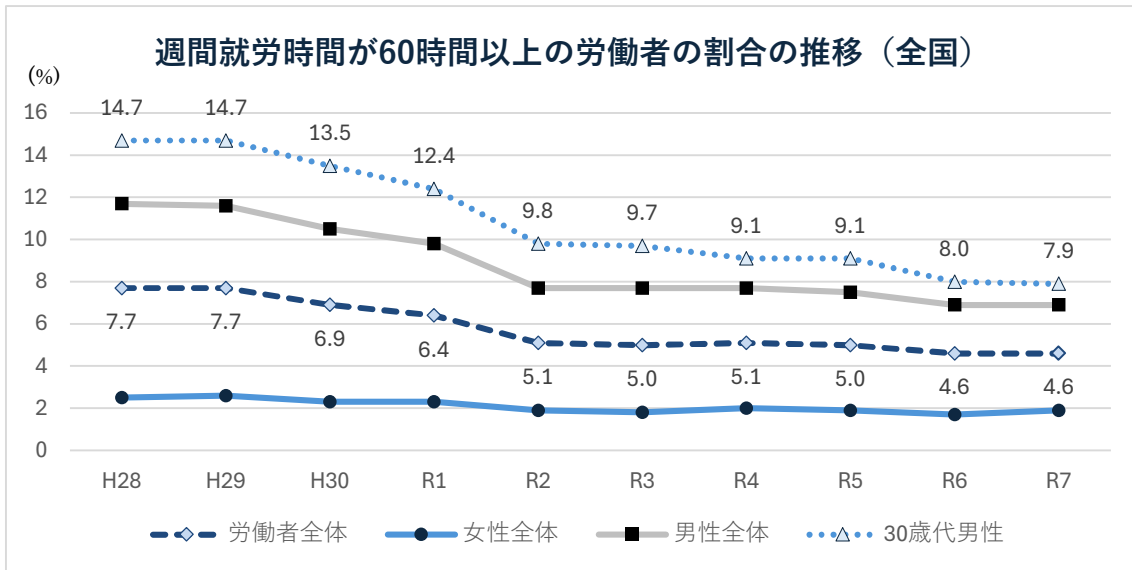
（４） 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」（総務省）によると、令和 7 年における週間就業時間は 35.8 時間と減少傾向にありますが、特に子育て世代に当たる 30 歳代男性では 42.2 時間と以然高い水準で推移しており、長時間労働の実態が見られます。

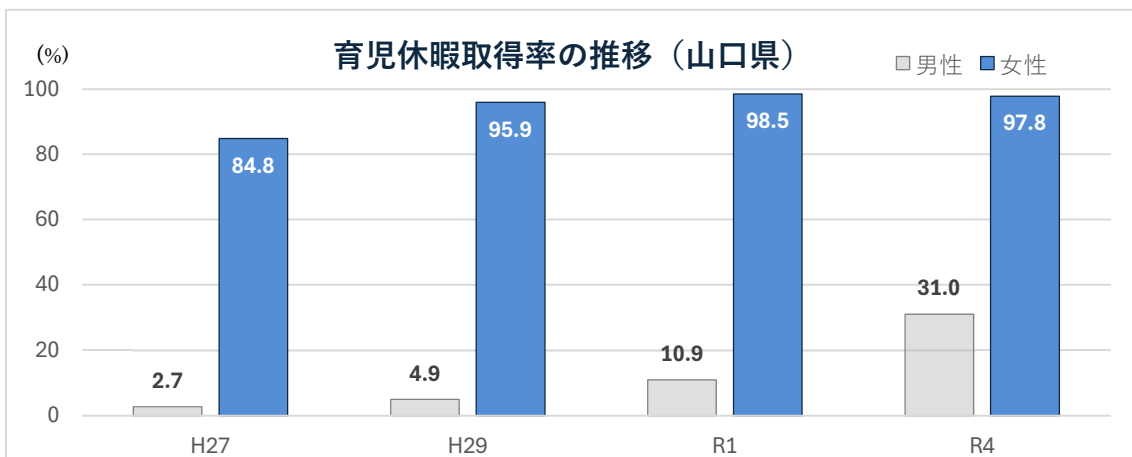
また、山口県の男性の育児休暇取得率は、上昇傾向にありますが、女性と比べて依然として低く、6 歳未満のこどもを持つ夫の育児・家事関連時間も、妻と比べるとかなり少ない状況です。



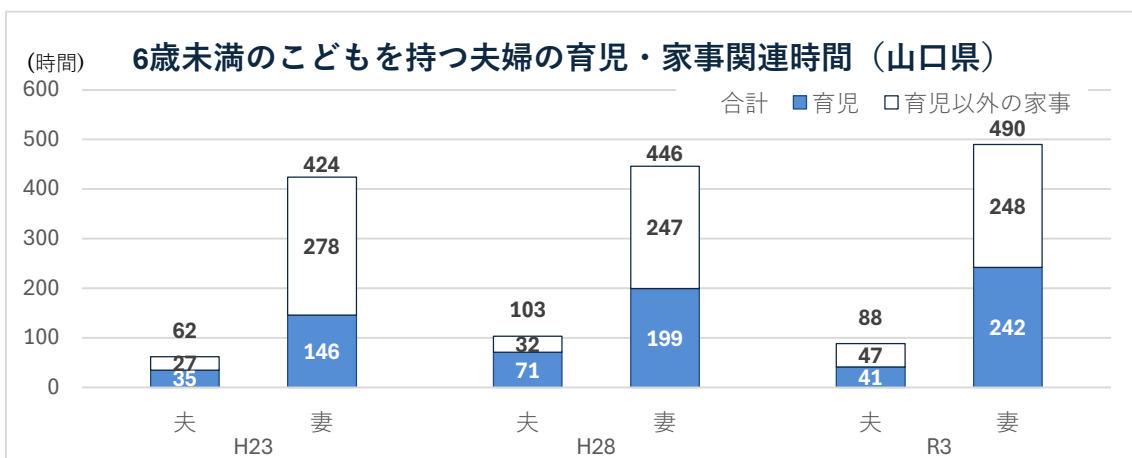
【資料：労働力調査】



【資料：労働力調査】



【資料：山口県働き方改革推進実態調査】



【資料：社会生活基本調査】

2 「第4次光市男女共同参画基本計画」策定後の国・山口県の動き

(1) 国の動き

【女性の活躍関係】

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正 (2025年（令和7年）6月改正 2025年（令和7年）6月から順次施行)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限が10年間延長されるとともに、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の常用労働者101人以上の企業への義務化や、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に係る措置内容の公表が追加されるなどの改正が行われました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正 (2021年（令和3年）6月改正・施行)

政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等の対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

【働き方改革関係】

③「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び次世代育成支援対策推進法」の改正（2024年（令和6年）5月改正 2025年（令和7年）4月から段階的に施行（一部2024年（令和6年）5月施行））

男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

④「新・女性デジタル人材育成プラン」の決定（2025年（令和7年）6月決定）

2022年（令和4年）に「女性デジタル人材育成プラン（前プラン）」が策定されてからの3年間におけるデジタル技術の進展を概観し、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、デジタルスキルの向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューが提示されています。あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、社会基盤・環境の整備も必要な施策が盛り込まれています。

⑤「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（労働施策総合推進法）等」の改正（2025年（令和7年）6月改正 2025年（令和7年）6月から順次施行）

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、いわゆるカスタマー・ハラスメントや求職者等へのセクシュアル・ハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を義務付けることや、職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講ずることが努力義務化されるなどの改正が行われました。

【暴力の根絶関係】

⑥「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正 (2023 年（令和 5 年）4 月改正 2024 年（令和 6 年）4 月施行)

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することをはじめとする保護命令制度の拡充や被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みの創設などが定められました。

⑦「刑法及び刑事訴訟法」の改正 (2023 年（令和 5 年）6 月改正 2023 年（令和 5 年）7 月施行)

刑法及び刑事訴訟法が改正され、性犯罪に関しては、強姦性交等罪が「不同意性交等罪」に改められたほか、性交同意年齢の「16 歳未満」への引上げや性犯罪についての公訴時効期間の延長など、刑法定制以来の大幅改正が行われました。

⑧「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」の成立 (2022 年（令和 4 年）6 月公布・施行)

AV（アダルトビデオ）出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、出演契約の無効化、AVの公表の差止請求、事業者への罰則などの事項が定められました。

【その他】

⑨「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の成立 (2023 年（令和 5 年）6 月公布・施行)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたLGBT理解増進法が2023年（令和5年）6月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

⑩「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立 (2022 年（令和 4 年）5 月公布 2024 年（令和 6 年）4 月施行)

従来、1956 年（昭和 31 年）に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は、被虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化してきたことから、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、2022 年（令和 4 年）5 月に制定されました。

⑪「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立（2025 年（令和 7 年）6 月公布 2026 年（令和 8 年）4 月施行（一部 2025 年（令和 7 年）6 月施行））

男女共同参画に関する国の実施体制を強化するとともに、各地の男女共同参画センターを強力に支援していくため、独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項が定められました。

⑫「男女共同参画社会基本法」の改正（2025 年（令和 7 年）6 月公布 2026 年（令和 8 年）4 月施行（一部 2025 年（令和 7 年）6 月施行））

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定め、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置付けられた上、地方公共団体には、そのための体制の確保が努力義務化されました。

⑬国の「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」（2020 年（令和 2 年）12 月策定）を改定した、「第 6 次男女共同参画基本計画」が 2026 年（令和 8 年）3 月に閣議決定されました。

<第 6 次男女共同参画基本計画における目指すべき社会>

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と調和する社会

（2） 山口県の動き

①「やまぐち未来維新プラン」の策定（2022 年（令和 4 年）12 月）

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として策定しました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

②「第 3 期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（2025 年（令和 7 年）3 月）

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第 2 期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築した上で、本県の実情に応じた実践的な計画として策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援

する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

③「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定（2024年（令和6年）3月）

「女性支援新法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、本県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定しました。

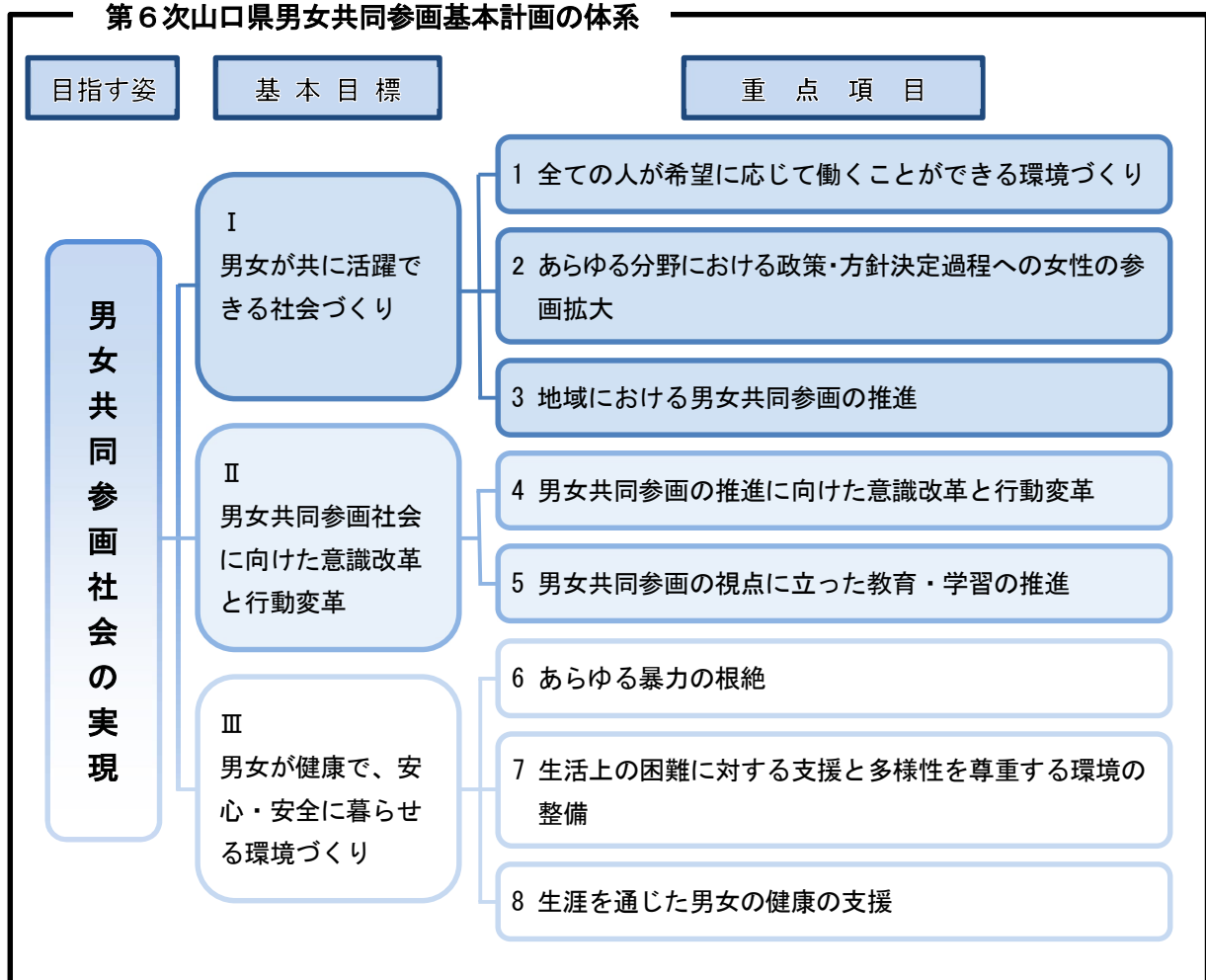
④「山口県パートナーシップ宣誓制度」の制定（2024年（令和6年）3月）

法的婚姻が認められていない同性カップルなどの日常生活の様々な場面で感じられている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して制定されました。

⑤県の「第6次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第6次山口県男女共同参画基本計画」が2026年（令和8年）3月に策定されました。

第6次山口県男女共同参画基本計画の体系



3 市民アンケート調査からみる現状と課題

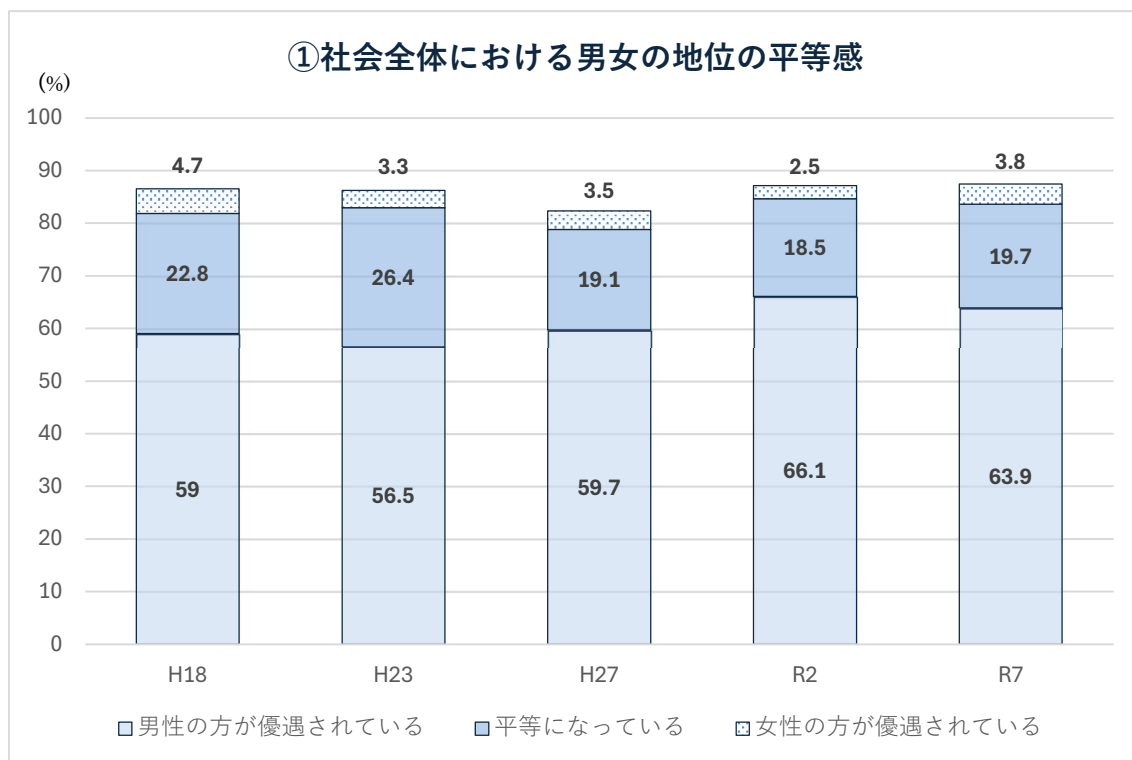
令和7年10月に、18歳以上の市民1,500人を対象として「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

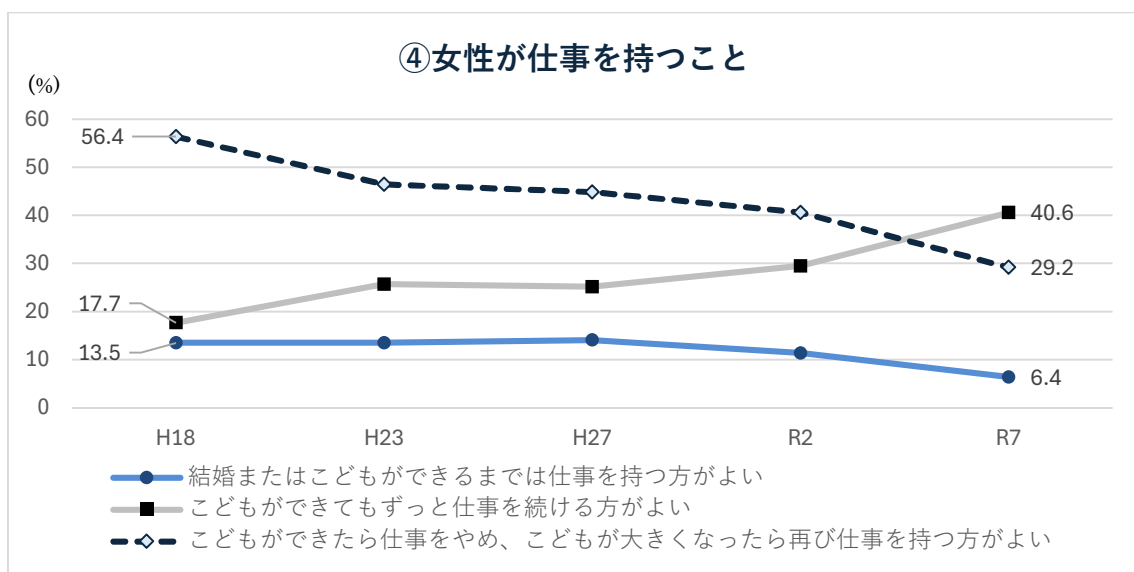
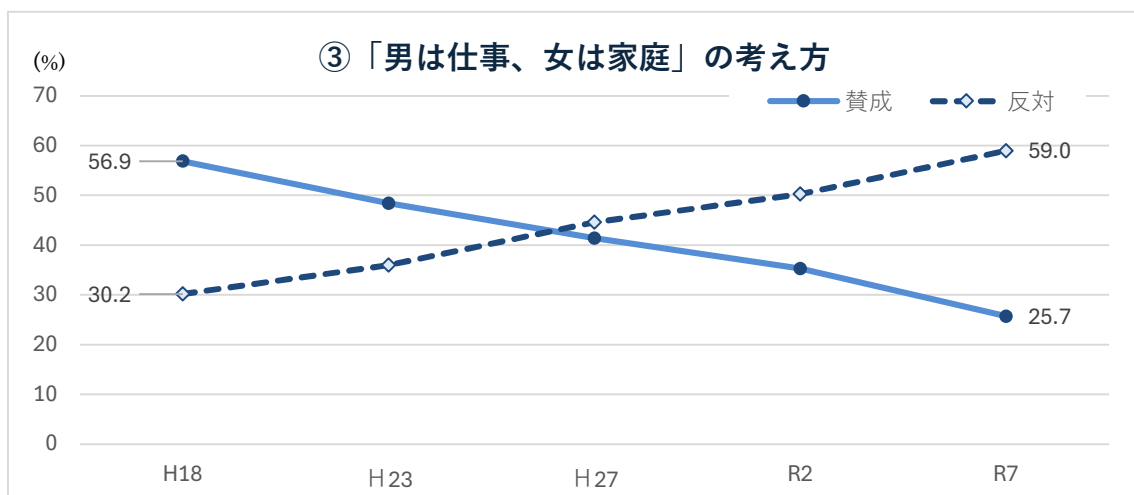
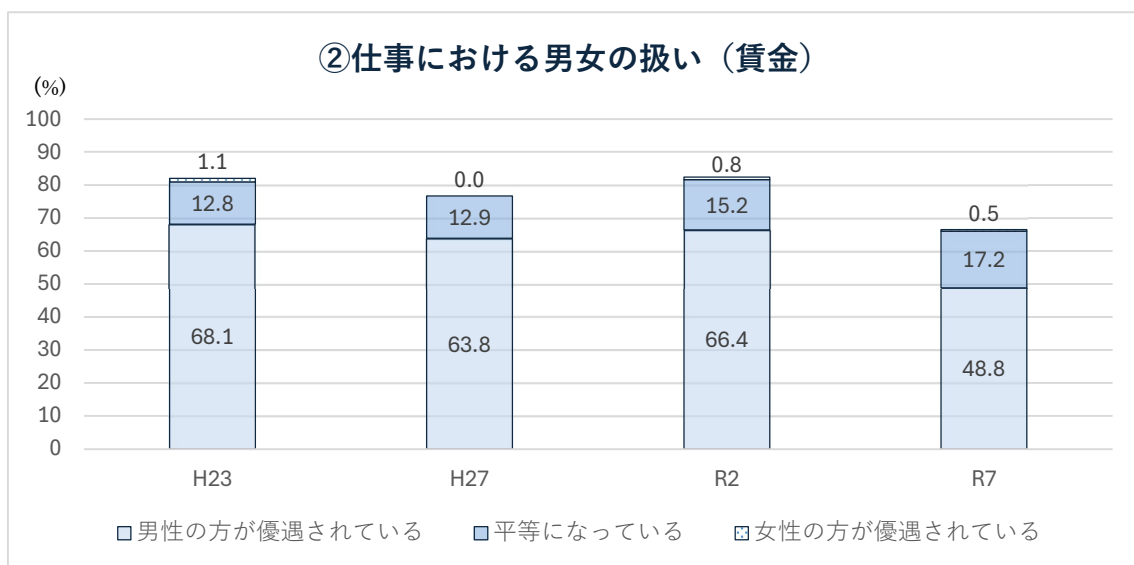
※ 回答率40.6%、回答者数609人（男性291人、女性318人）

アンケート調査方法は、無作為抽出によるもので、郵送配布、郵送回収（無記名回答方式）としています。

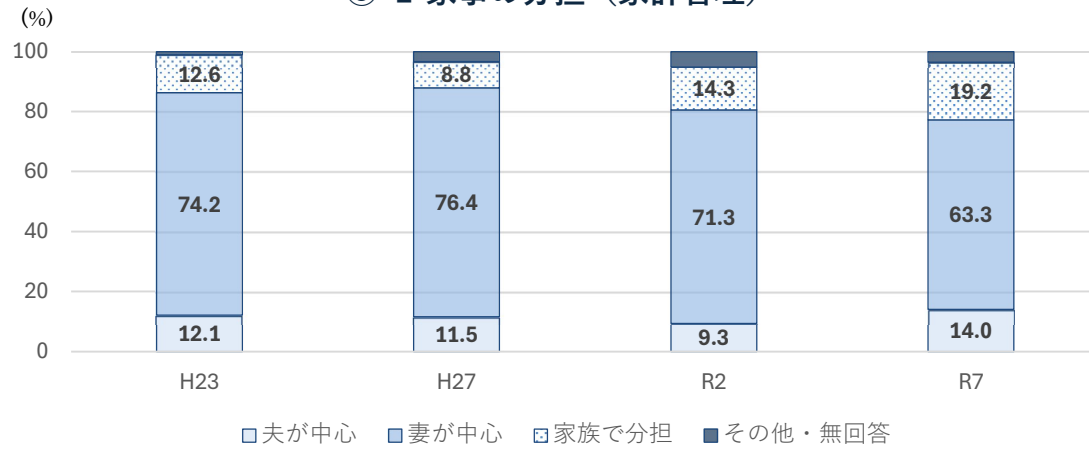
（1）過去のアンケート結果との比較

市民アンケートは、平成18年からおよそ5年ごとに実施してきました。ここでは、今回のアンケートと過去の市民アンケートの結果の中から、特徴的なものについて取り上げて比較します。

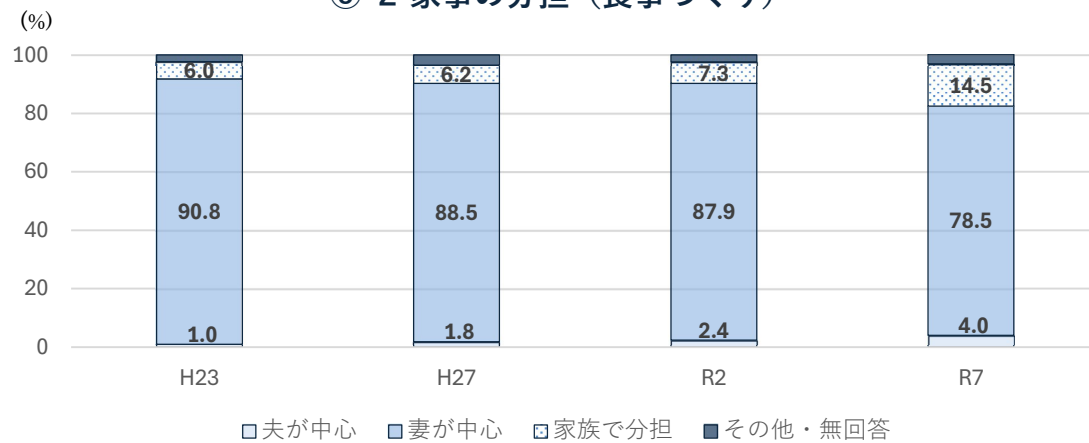




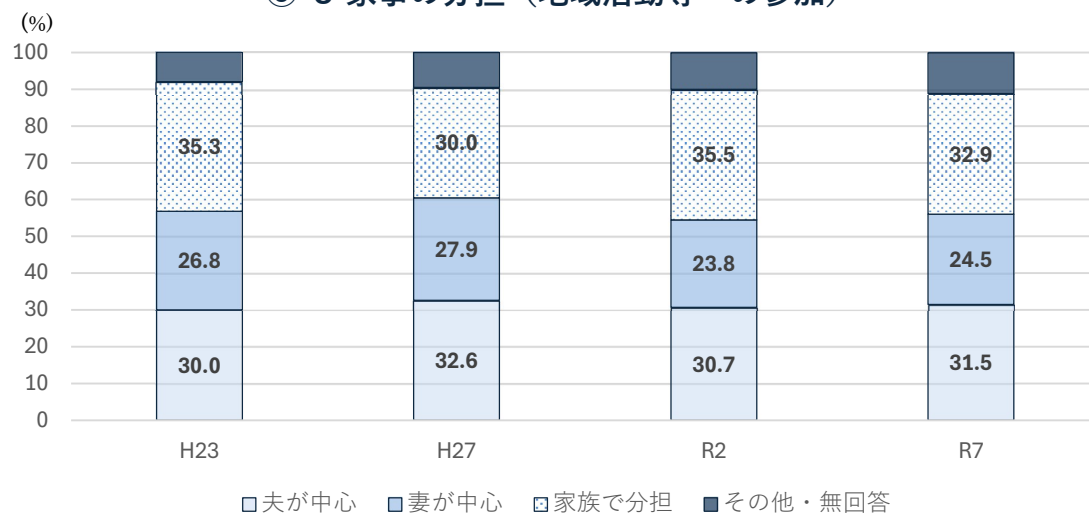
⑤-1 家事の分担（家計管理）

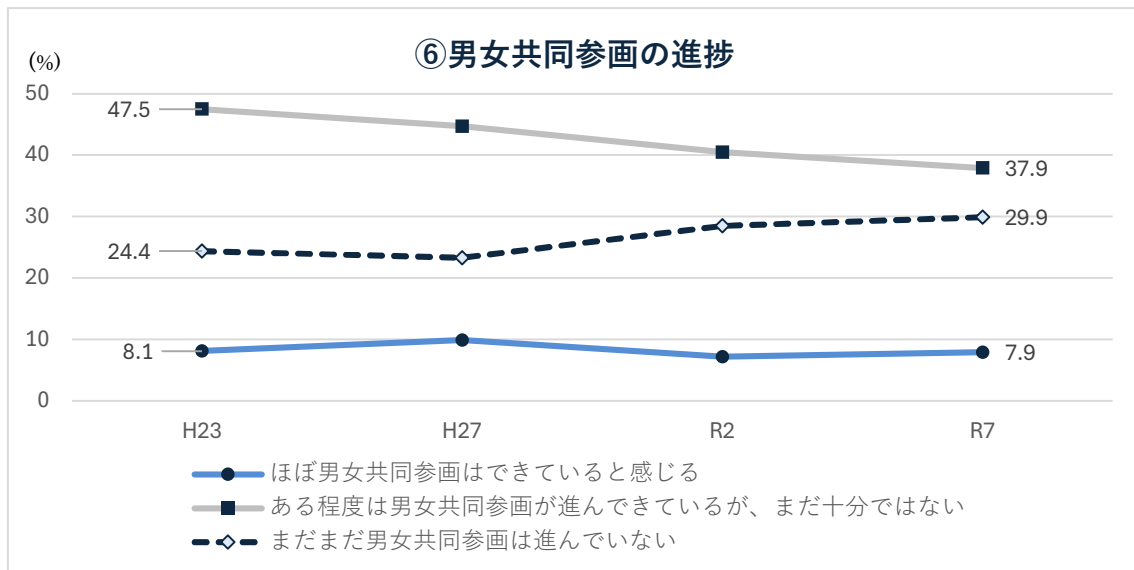


⑤-2 家事の分担（食事づくり）



⑤-3 家事の分担（地域活動等への参加）





各グラフの経年変化を比較すると、まず「①社会全体における男女の地位の平等感」では大きな変化が見られません。「②仕事における男女の扱い（賃金）」では、「男性の方が優遇されている」と感じる人は減少しつつあるものの、「平等である」と感じる人はそれほど増えていないのが現状です。依然として多くの人が、社会生活や仕事の場において男性が優遇されていると感じており、特に賃金面では「女性の方が優遇されている」と捉える人は極めて少ない状況にあります。

「⑤-1～3 家事の分担」について、家計管理や食事の準備などは依然として妻の負担が大きく、地域活動への参加のみがほぼ対等となっています。この割合は僅かながら改善傾向にあるものの、家庭内における固定的な性別役割分担は、約20年間にわたり大きく解消されていないことが分かります。

一方で、市民の意識には明確な変化が表れています。「③『男は仕事、女は家庭』の考え方」では、平成18年に56.9%を占めていた「賛成」の割合が調査ごとに減少し、令和7年には25.7%へと半減しました。一方、「反対」の割合は平成18年の30.2%から増加を続け、平成27年以降は賛成を上回り、令和7年には59.0%へとほぼ倍増しています。また、「④女性が仕事を持つこと」においても、「ずっと仕事を続ける方が良い」が平成18年の18%未満から40%超へと急増した一方、「(出産・育児後に)再び仕事を持つ方が良い」は56%から29%へと減少しています。

しかし、「⑥男女共同参画の進捗」の受け止め方について、男女共同参画が「できている」と感じる人がほぼ横ばいであるのに対し、「進んでいるが、まだ十分でない」は減少傾向にあり、逆に「進んでいない」と感じる人が微増しています。

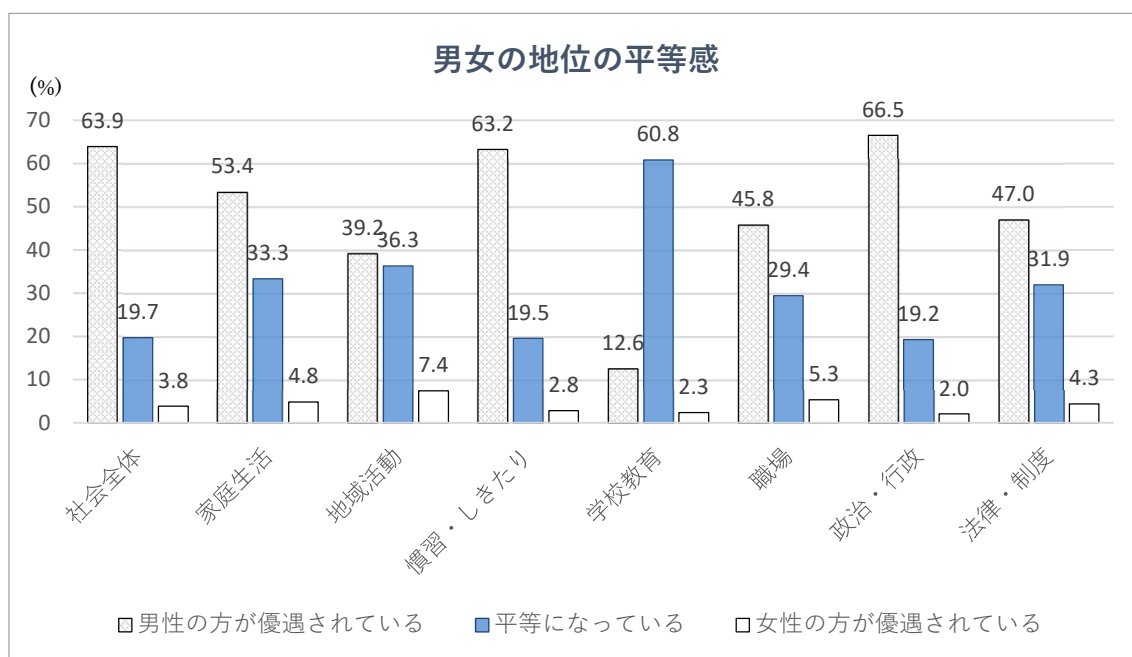
これらの結果は、固定観念の解消や女性の就業継続に対する理解など、「市民の意識」は大きく進んだものの、「日常生活や労働環境の実態」がそれに伴っていないことを示しています。すなわち、市民の認識が進み、求める水準が高まった一方で、家事負担の偏りや意思決定の場における女性登用の遅れといった根深い実態が解消されず、理想と現実のギャップがむしろ拡大している現状が浮き彫りとなっています。

(2) 男女の地位の平等について

社会全体における男女の地位の平等意識は、「平等」19.7%で、令和2年度調査（以下「前回」という。）18.5%を上回るとともに、「第4次光市男女共同参画基本計画」の指標の目標値（19.1%以上）も上回りました。これは「学校教育」で60.8%、「地域活動」で36.3%と比較的高い値であったことと、「慣習・しきたり」「職場」「政治や行政」の各分野で「平等」が増加したためと考えます。

また、社会全体において、「男性優遇」63.9%（前回66.1%）、「女性優遇」3.8%（前回2.4%）となっており、依然として「男性優遇」の状況となっています。

このことから、今後、一層の不平等な慣習やしきたりの改善、幼少時からの教育、女性自身のエンパワーメント支援など各分野に及ぶ公的サービスの充実や様々な分野での女性の活躍に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた啓発、教育を行っていく必要があります。



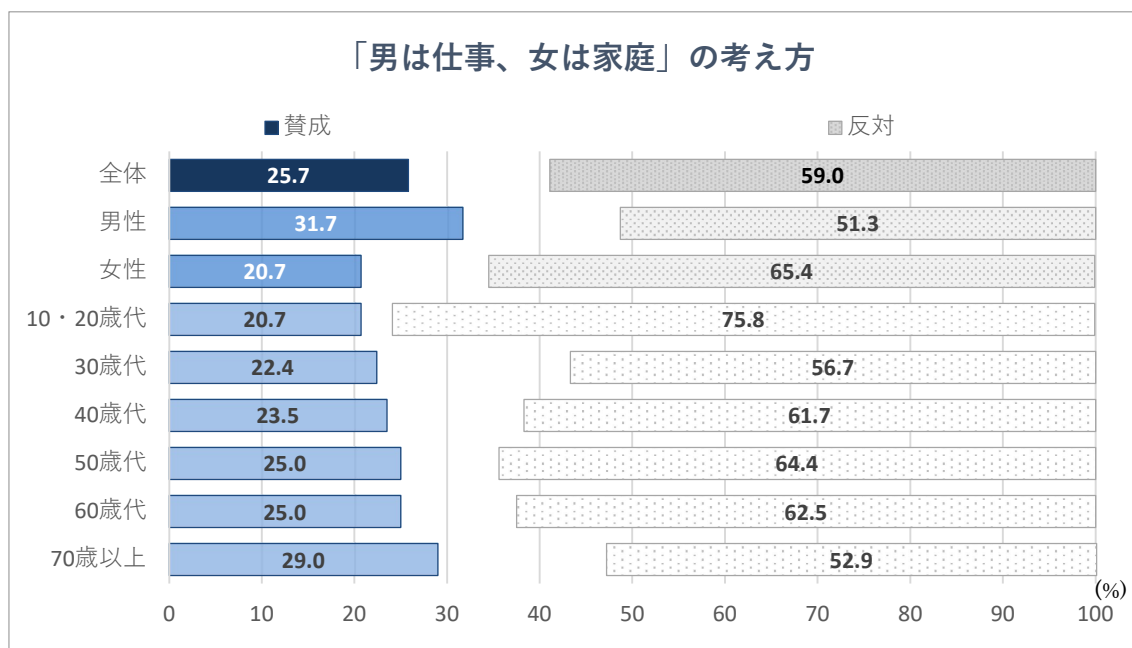
(3) 男女の生き方について

男女の固定的な性別役割分担意識である「男は仕事、女は家庭」について、「反対」「どちらかといえば反対」は59.0%となり、前回の50.3%を上回り、指標の目標値（50.3%以上）を達成しました。しかしながら、性別では男性51.3%女性65.4%であり、男性に固定的な性別役割分担意識が多く残っているようです。また、70歳代以上では「賛成」が29.0%であるのに対し、「反対」は、10・20歳代で75.8%、30歳代56.7%、40歳代61.7%、50歳代64.4%、60歳代62.5%と、若い世代を中心に意識改革が進んでいるものと思われます。

なお、「反対」意見の理由としては「固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」や「男女平等に反すると思うから」が、「賛成」意見の理

由としては、「女性が家庭を守った方が、こどもの成長などにとって良いと思うから」や「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」という回答が多くありました。

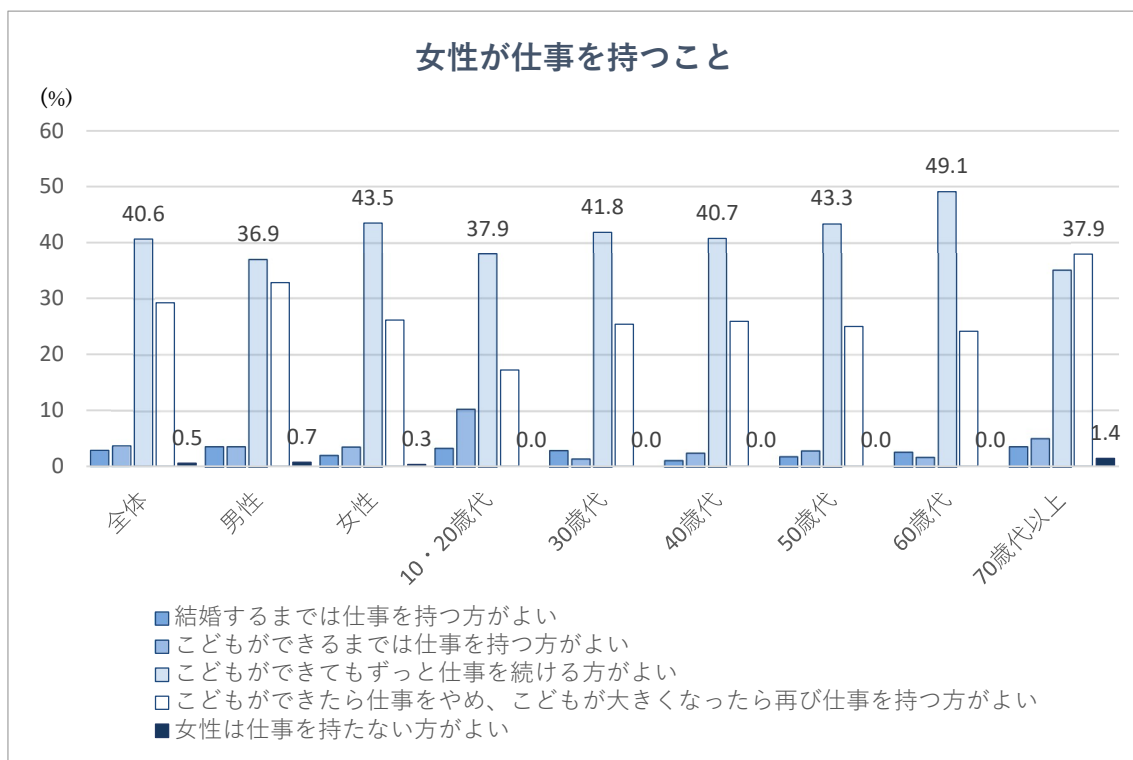
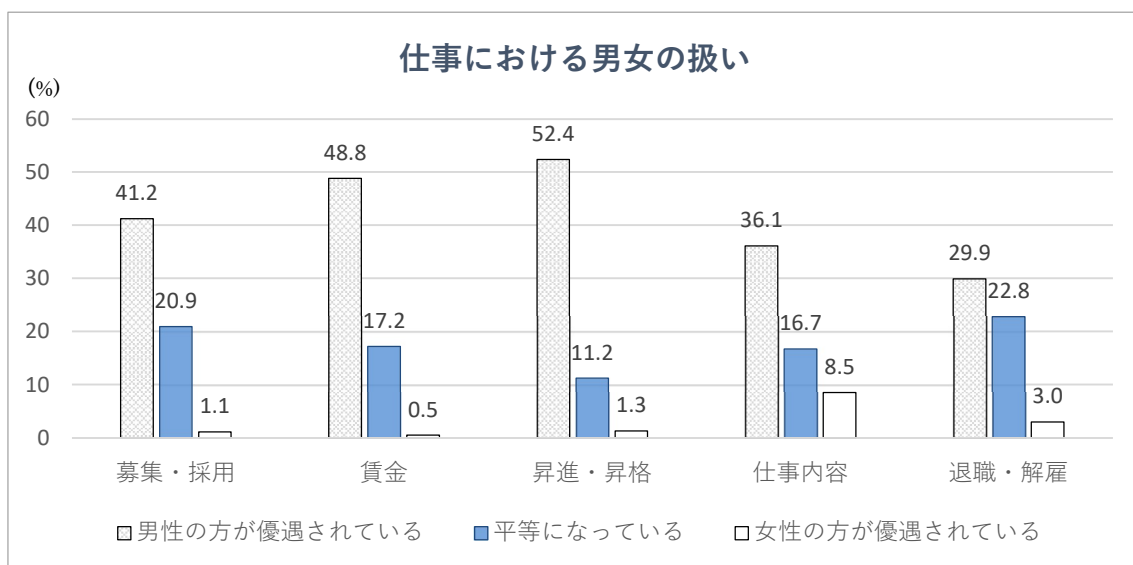
今後は、特に男性及び高齢者層の意識改革が重要であると考えられます。



(4) 働く環境について

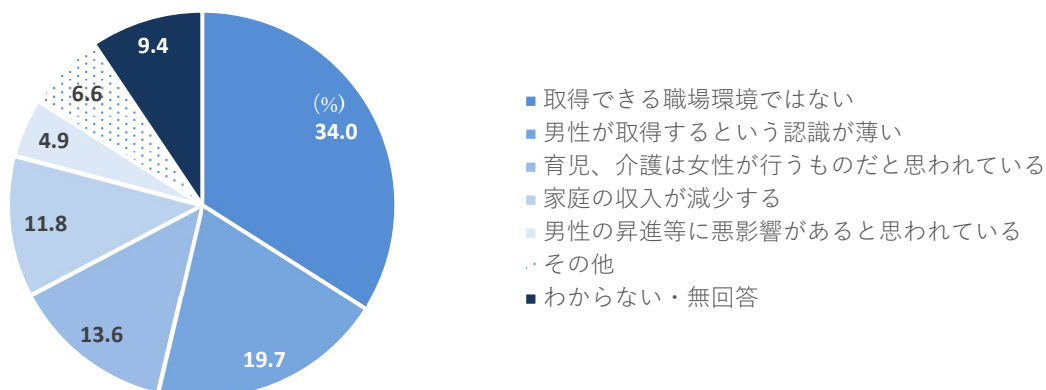
仕事における男女の扱いについて、「昇進・昇格」52.4%、「賃金」48.8%、「募集や採用」41.2%、「仕事の内容」36.1%、「退職・解雇」29.9%と全ての項目で「男性が優遇されている」となっており、男性に比べて女性の方が働く環境が整っていないのが現状と言えます。

また、女性が仕事を持つことについて、「こどもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が40.6%で、性別でも男女共に一番高く、次が「こどもができたなら仕事をやめ、こどもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の29.2%となっています。年代別では、10・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代では「こどもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が一番高く、70歳代以上では「こどもができたなら仕事をやめ、こどもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」一番高くなっています。このことから、子育ての現役世代等を中心に、こどもができてみずっと仕事を続ける方がよいと考える人が多くなっています。



また、男性の育児休暇・介護休暇の取得が進まない理由としては、「取得できる職場環境ではない」が 34.0%と最も高く、以下「男性が取得するという認識が薄い」19.7%、「育児、介護は女性が行うものだと思われる」13.6%となっています。今後、男性が育児休暇や介護休暇を取得できる環境を整えていくことに加え、育児や介護を男性と女性が共に担っていくことについての意識改革を進め、男性の休暇取得率を上げていくことが、女性が仕事を続けられる社会への推進につながるものと考えます。

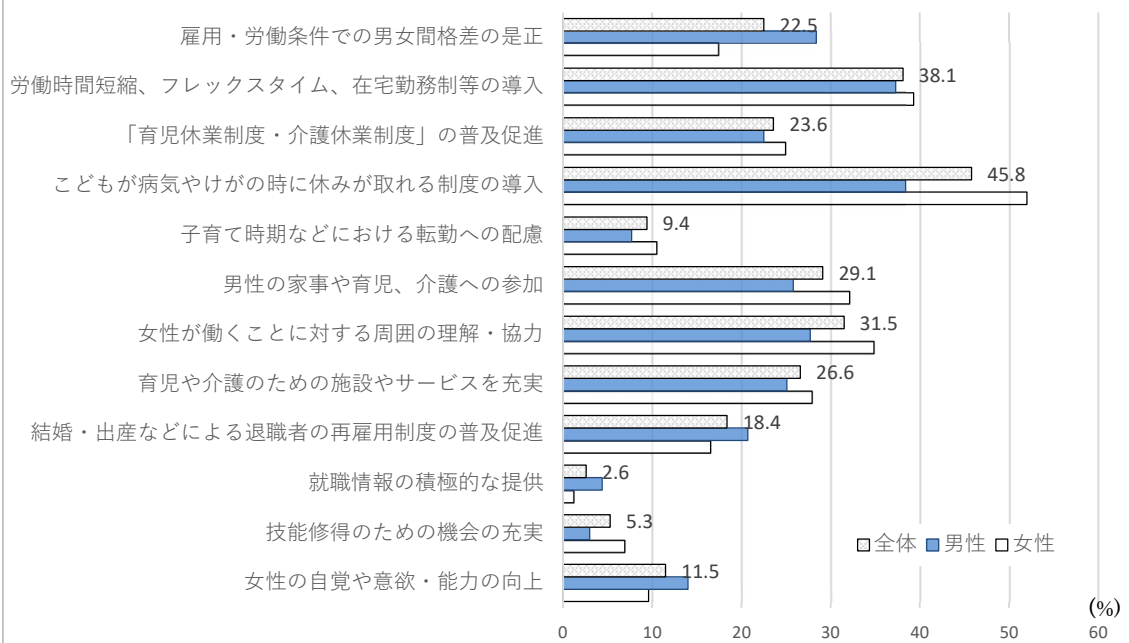
男性の育児休暇・介護休暇の取得が進まない理由



(5) 女性の活躍の推進について

女性が職業生活で活躍するために必要なことは、「こどもが病気やけがの時などに休みが取れる制度の導入」が45.8%（男性38.4%、女性52.0%）と最も高く、以下「労働時間の短縮、フレックスタイム、在宅勤務制等の導入」38.1%（男性37.3%、女性39.3%）、「女性が働くことに対する周囲の理解・協力」31.5%（男性27.7%、女性34.8%）の順となっており、項目によっては女性のポイントが男性よりかなり高くなっています。こどもや要介護者を抱えながら働く男女が、育児や介護に係る計画的、また緊急の休みを取れる制度が整っており、かつ、その休みを安心して十分に取れること、さらに、女性が働くことについて配偶者や職場の上司、同僚が深く理解し、女性が働き続けられるよう協力することが求められています。

女性が職業生活で活躍するために必要なこと



(6) 仕事とその他の生活（家庭生活・地域活動）の両立について

既婚者の家事分担について、「妻が中心」が「食事づくり」78.5%（前回 87.9%）、「洗濯」69.6%（前回 75.9%）、「家計管理」63.3%（前回 71.3%）、「あとかたづけ」61.2%（前回 70.3%）、「掃除」58.9%（65.1%）、「こどものしつけ等」33.9%（前回 40.2%）、「家族の介護」24.3%（前回 31.3%）と8項目中7項目で「夫が中心」よりも高くなっています。

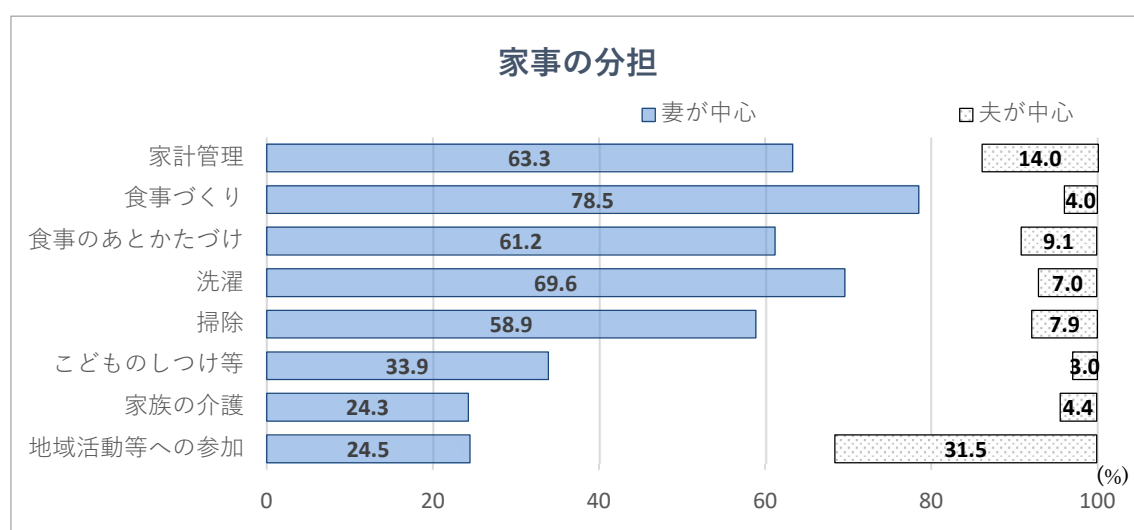
家庭生活の基本である家事、育児、介護に係る労力や時間を女性が過重に負担している現状のままでは、女性の社会参画、特に職業生活で活躍することは難しいと考えられます。仕事と家庭生活等の両立は、決して女性のための課題ではなく、むしろ男性自身の働き方や性別役割分担意識に基づく価値観や行動を見直し、男性の家事参画を推進することが大きな課題となっています。

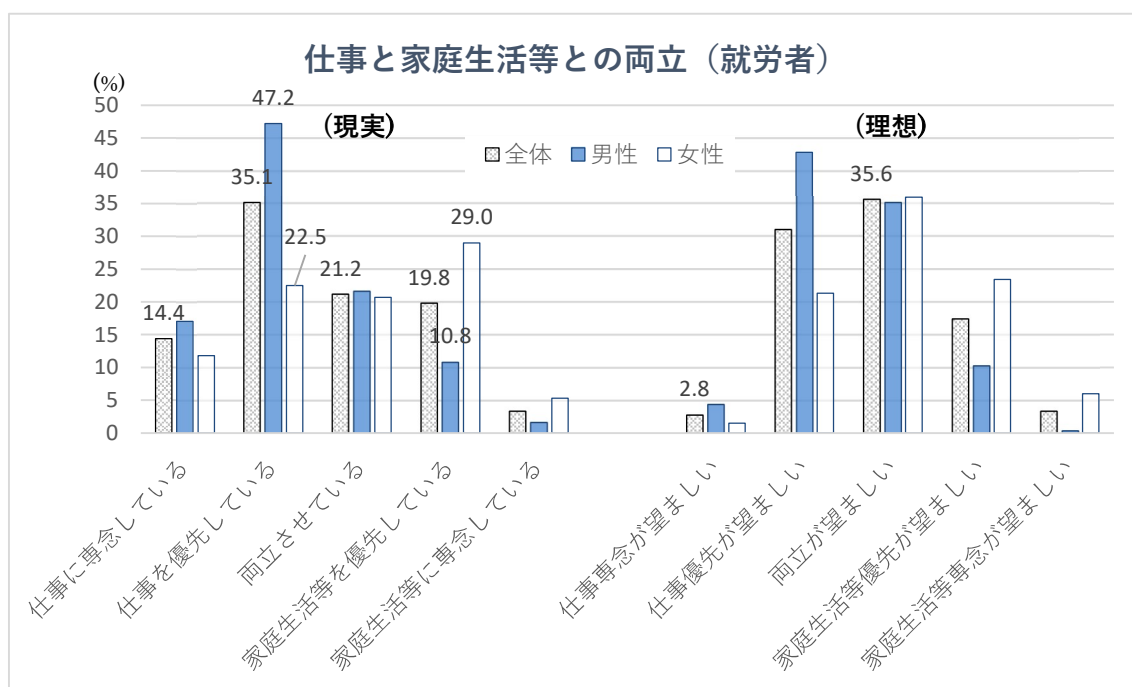
仕事をしている人が、実際には仕事とその他の生活（家庭生活、地域活動）のどちらを優先しているかは、「仕事を優先している」が35.1%（前回 41.8%）と最も高く、以下「両立させている」21.2%（前回 26.1%）、「家庭生活等を優先している」19.8%（前回 12.2%）の順となっています。

性別でみると、「仕事を優先している」は男性の47.2%（前回 45.6%）に対し、女性は22.5%（前回 37.7%）と、男性の方が24.7ポイント高くなっています。逆に、「家庭生活等を優先している」は男性の10.8%（前回 6.7%）に対し、女性は29.0%（前回 18.1%）と、女性の方が18.2ポイント高くなっています。

また、就労者に限れば、仕事とその他の生活（家庭生活、地域活動）のどちらを優先させるかは、「両立させる」は、「望ましい」（理想）35.6%に対し、「させている」（現実）は21.2%となり、14.4ポイントも低くなっています。一方、「仕事に専念する」が理想の2.8%に対し、現実には14.4%と11.6ポイント高くなっており、性別で見ても、男女共に、望んでいるが両立できていない、あるいは、望んでいないのに仕事に専念又は仕事優先となっている人が多いのが現状です。

家庭生活等と仕事を両立させたい就労者等が、望んでいる生活を実現できるよう、社会全体で支援していく必要があります。





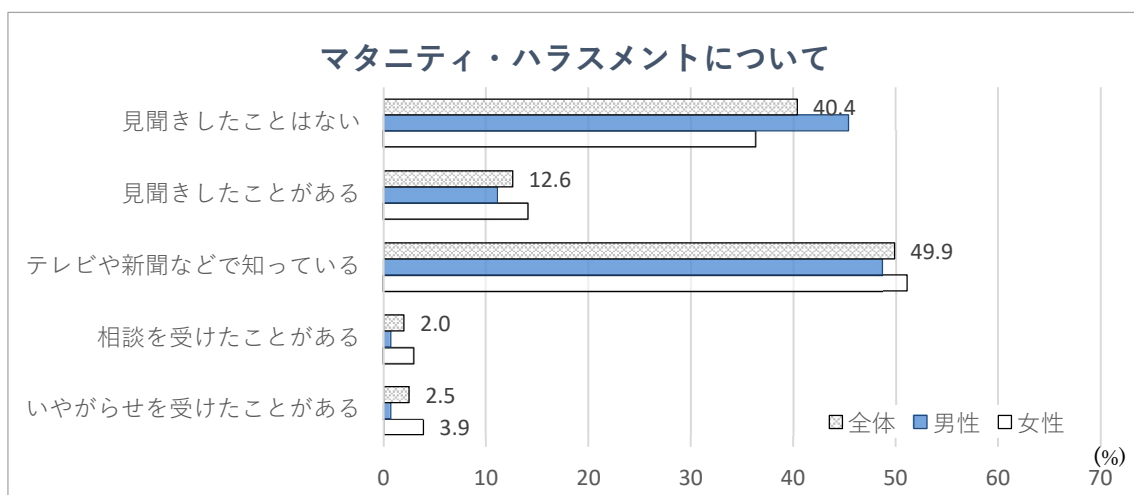
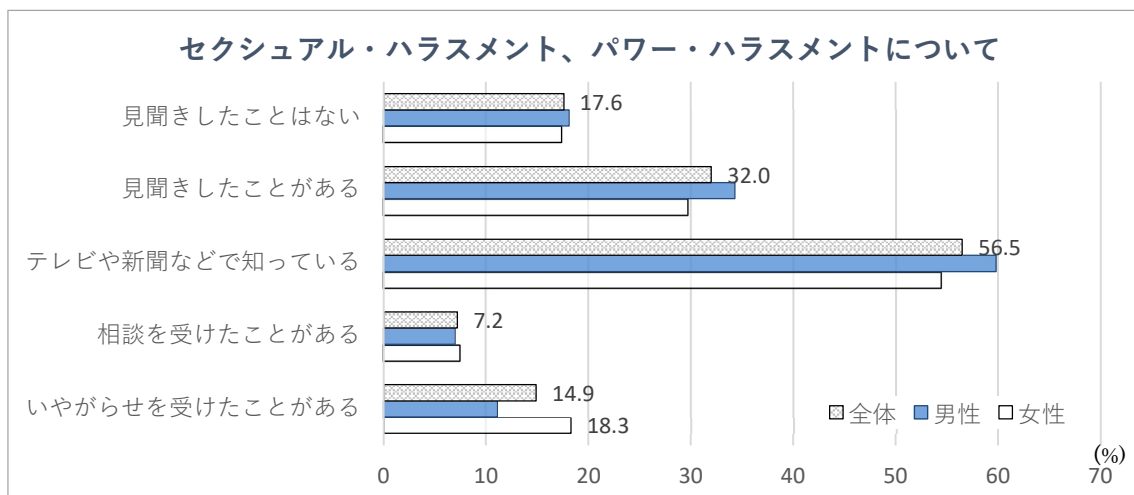
(7) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けたり、身近で見聞きしたりしたことがあるかは、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が56.5%と最も高くなっています。

また、「いやがらせを受けたことがある」が14.9%で、男性の11.1%に対し、女性は18.3%と7.2ポイント高くなっています。

次に、マタニティ・ハラスメントを受けたことや、身近で見聞きしたことがあるかは、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が49.9%と最も高く、「いやがらせを受けたことがある」という女性は3.9%でした。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントは共に、男性よりも女性の被害者が多く、また、妊娠や出産を理由に本人の意思によらない退職に追い込むなどのマタニティ・ハラスメントは、女性の社会参画を阻害する要因の一つとなっており、女性が産前産後休業や育児休業を経た後に、安心して職場復帰ができるよう職場環境を整備していく必要があります。

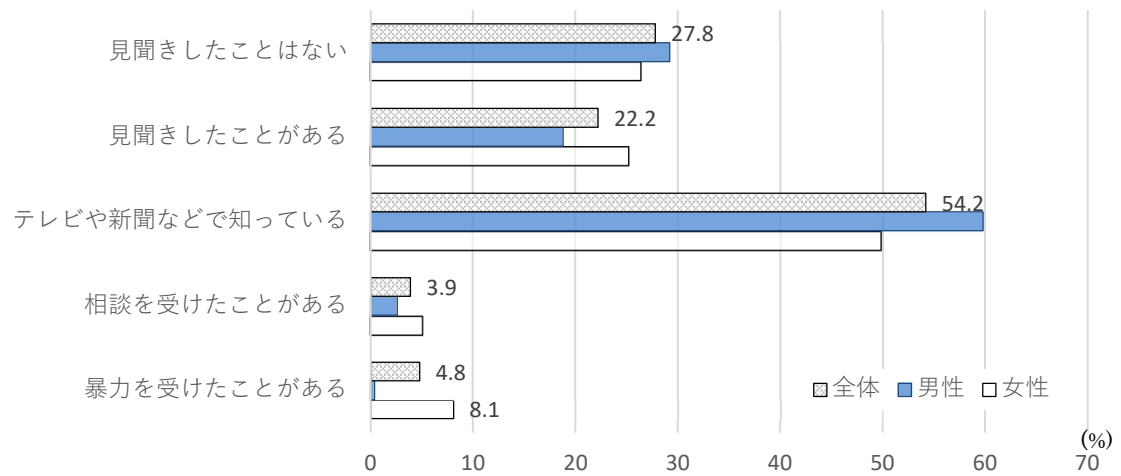


(8) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

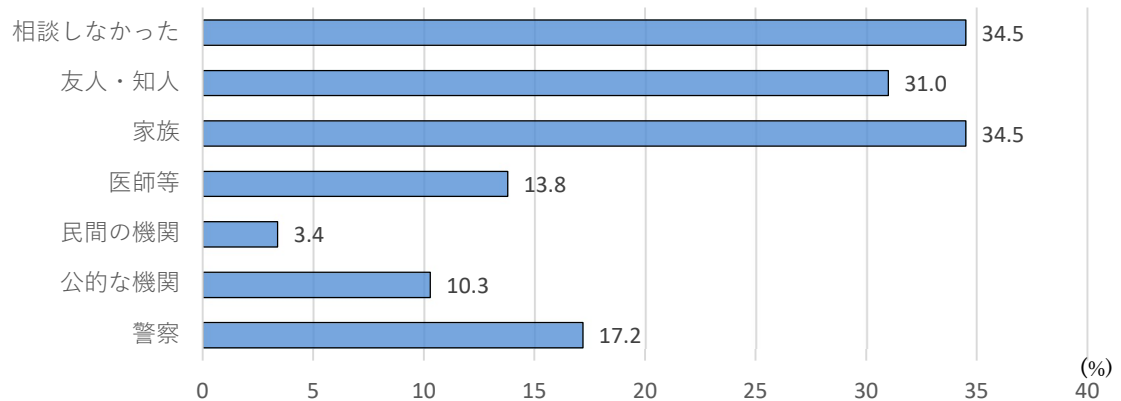
ドメスティック・バイオレンス (DV) を受けたことがある人は 4.8% (男性 0.4%、女性 8.1%) となっています。そのうち「相談しなかった」34.5%、「家族に相談」34.5%、「友人・知人に相談」31.0%、「警察に連絡・相談」17.2%、「医師・カウンセラーに相談」13.8%、「公的な窓口へ相談」10.3%であり、計画の指標の目標値である「公的な相談窓口や電話相談に相談」は、前回の 5.3% に比べ大きく増加しています。

また、「相談しなかった」理由としては、「相談しても無駄」70.0%、「我慢すれば何とかやっていける」50.0%、「自分にも悪いところがある」40.0%、「そのことについて思い出したくなかったから」20.0%等であり、今後とも DV 防止の啓発と相談窓口の周知に一層努める必要があります。

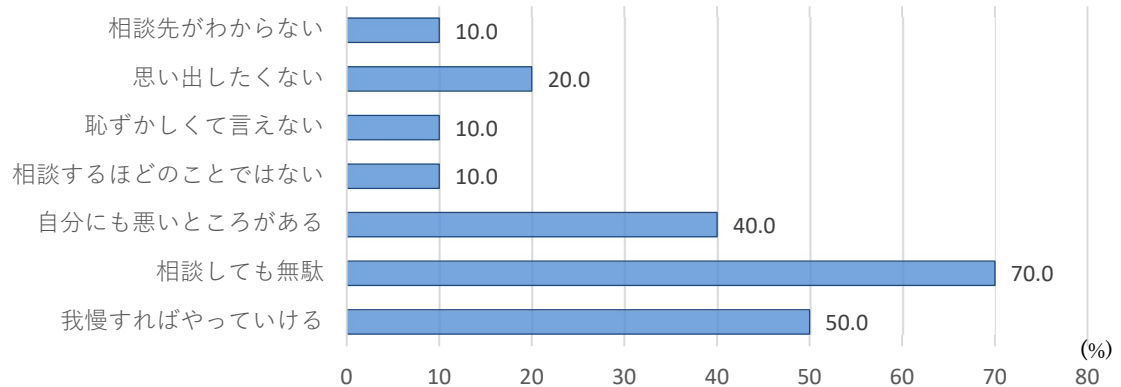
ドメスティック・バイオレンスについて



ドメスティック・バイオレンス被害者の相談先



相談しなかった理由



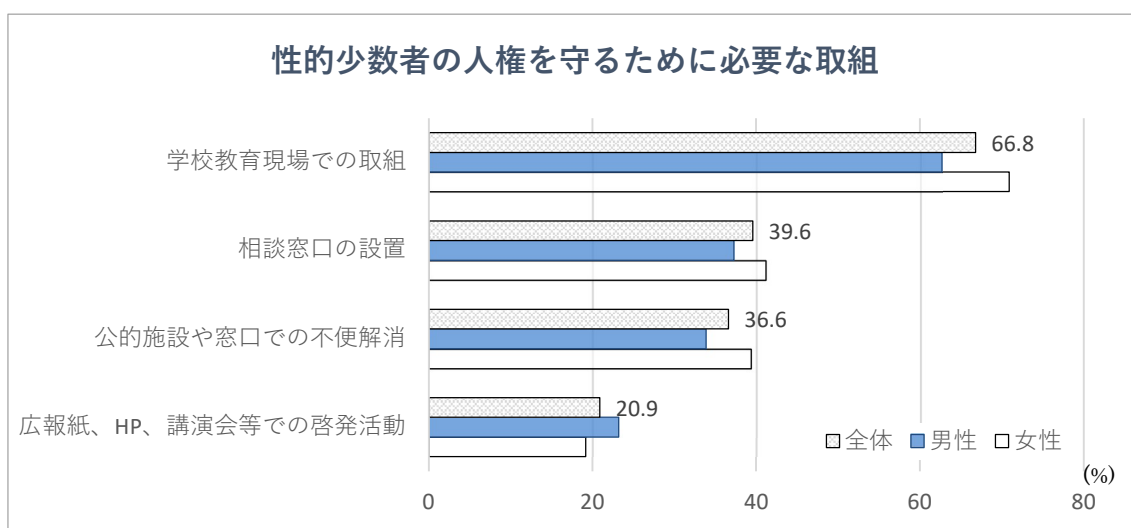
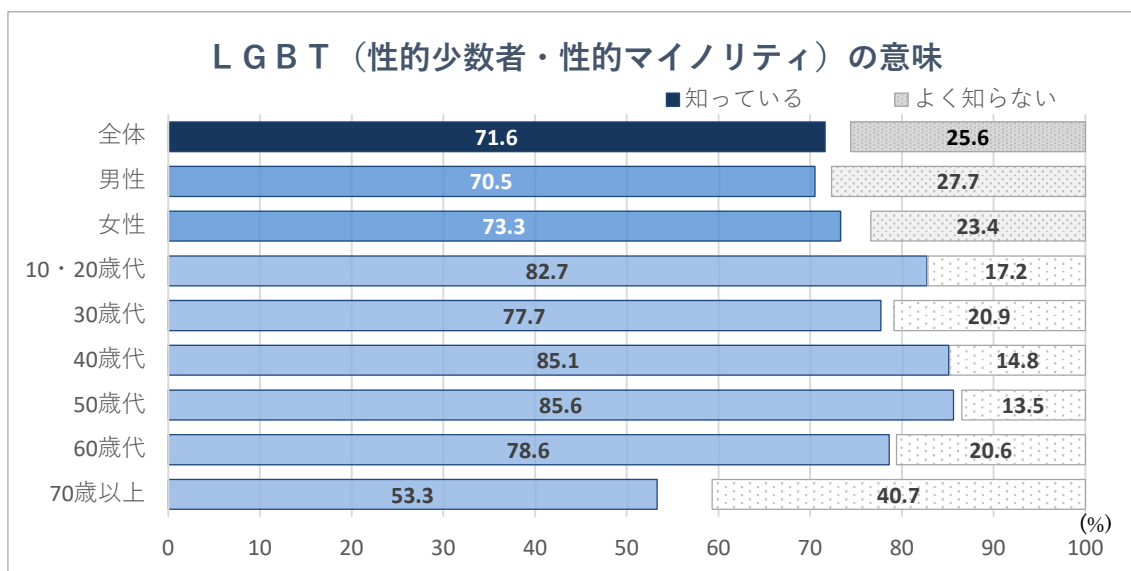
(9) L G B T（性的少数者・性的マイノリティ）について

性的少数者・性的マイノリティ又はL G B Tという言葉の意味について、「知っている」が71.6%（前回67.5%）と高く、「知らない」は25.6%（前回27.7%）となっています。性別でみると、「知っている」は男性の70.5%に対し、女性は73.3%と2.8ポイント高くなっています。

年齢別でみると、全ての年代で「知っている」が高く、中でも50歳代では85.6%と、全ての年代の中で最も高くなっています。一方、70歳代以上では40.7%の方が「知らない」と回答しています。

また、性的少数者の人権を守るために必要な取組は、「学校現場での取組」66.8%、「相談窓口の設置」39.6%、「公的施設や窓口での不便解消」36.6%、「広報紙、ホームページ、講演会等での啓発活動」20.9%となっています。

性的少数者についての正しい知識を持ち、性的指向、性自認等の多様性を理解した上で、性的少数者を含めた全ての人の人権を守る取組を進める必要があります。



(10) 男女共同参画について

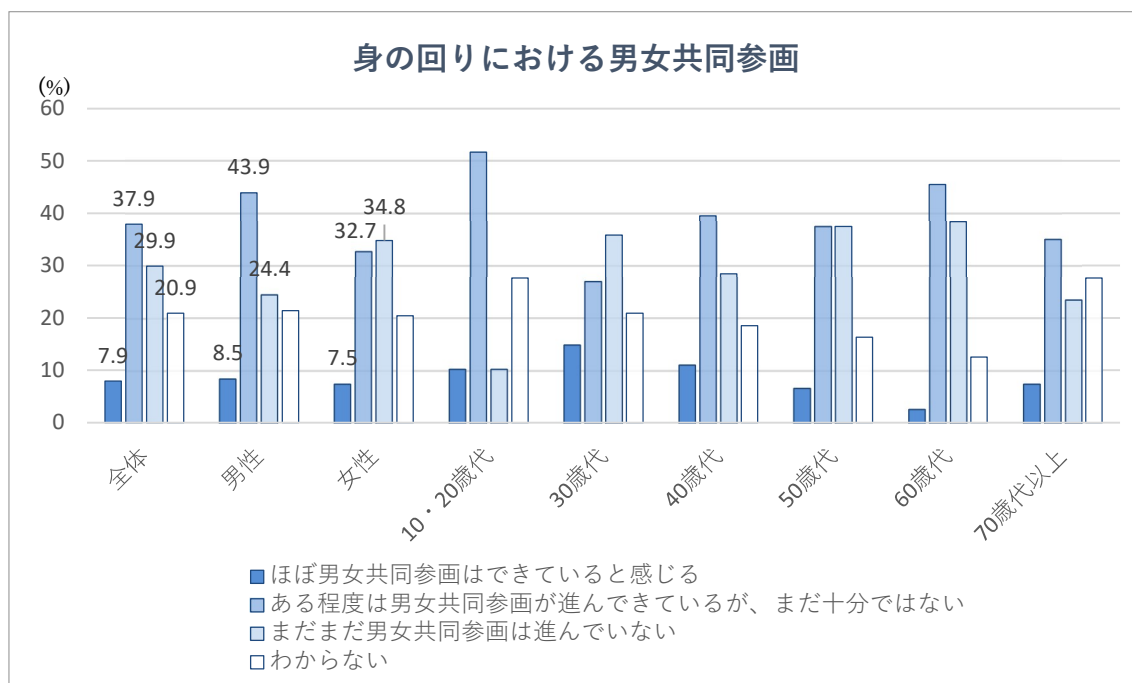
身の回りにおける男女共同参画について、「まだまだ進んでいない」29.9%（前回 28.5%）、「ある程度は進んできているがまだ十分ではない」37.9%（前回 40.5%）に対し、「できていると感じる」は7.9%（前回 7.2%）にとどまっています。

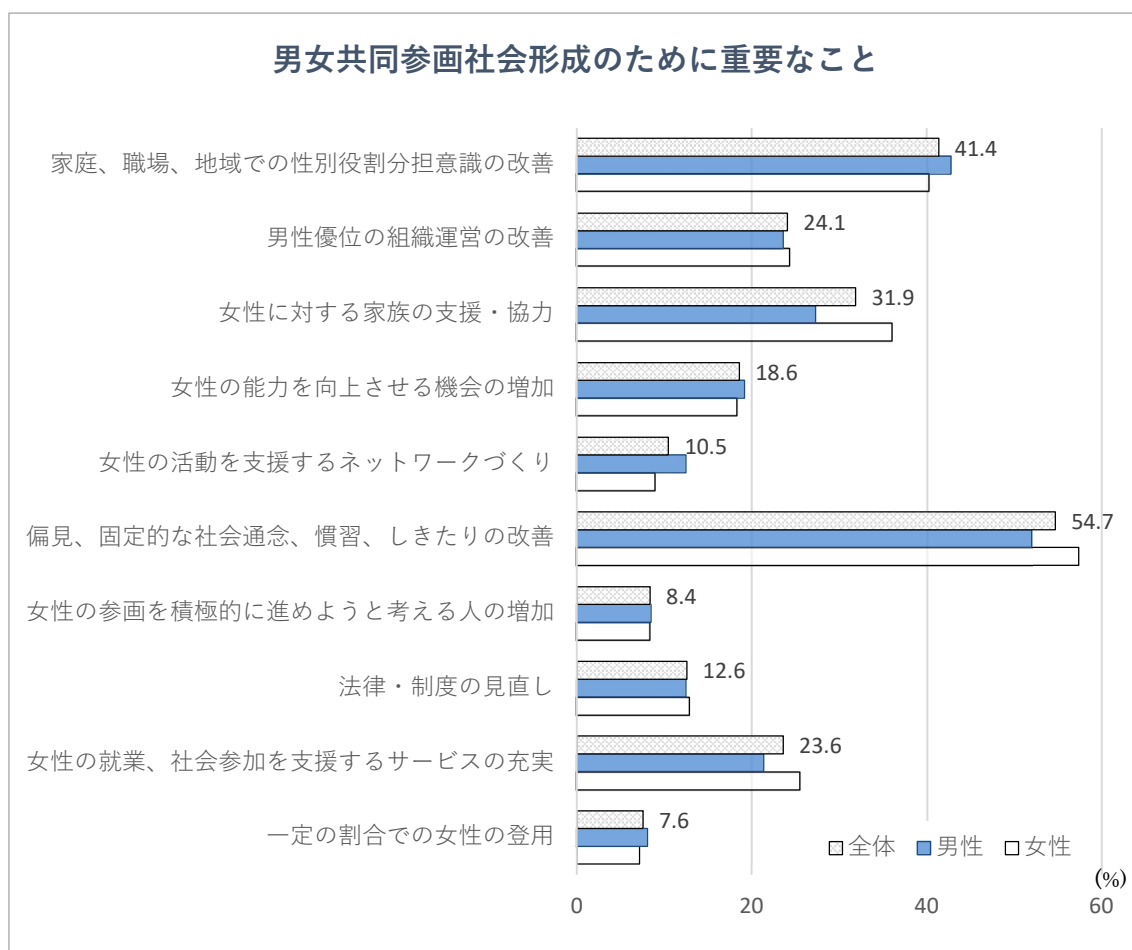
性別でみると、「ほぼ男女共同参画はできていると感じる」は男性の8.5%に対し、女性は7.5%と女性の方が1.0ポイント低く、「まだまだ男女共同参画は進んでいない」は男性の24.4%に対し、女性は34.8%と10.4ポイント高くなっています。

また、「男女共同参画社会」の形成のため、女性が社会のあらゆる分野にもっと参画していくために重要なことは、「偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりの改善」が54.7%（前回 54.1%）と最も高く、以下「家庭、職場、地域での性別役割分担意識の改善」41.4%（36.7%）、「女性に対する家族の支援・協力」31.9%（前回 29.7%）の順となっています。

性別でみると、「女性に対する家族の支援・協力」は男性の27.3%に対し、女性は36.0%と8.7ポイント高く、「女性の就業、社会参加を支援するサービスの充実」は男性の21.4%に対し、女性は25.5%と4.1ポイント高く、「一定の割合での女性の登用」は男性の8.1%に対し、女性は7.2%と0.9ポイント低くなっています。

今後、社会全体で、男性優位の考え方や固定的な社会通念、性別による役割分担意識や慣行を改め、職業生活を営む女性に対して家族が協力しつつ、女性自らが積極的に意思決定の場に参画し、活躍できる環境を整備していくことが求められます。





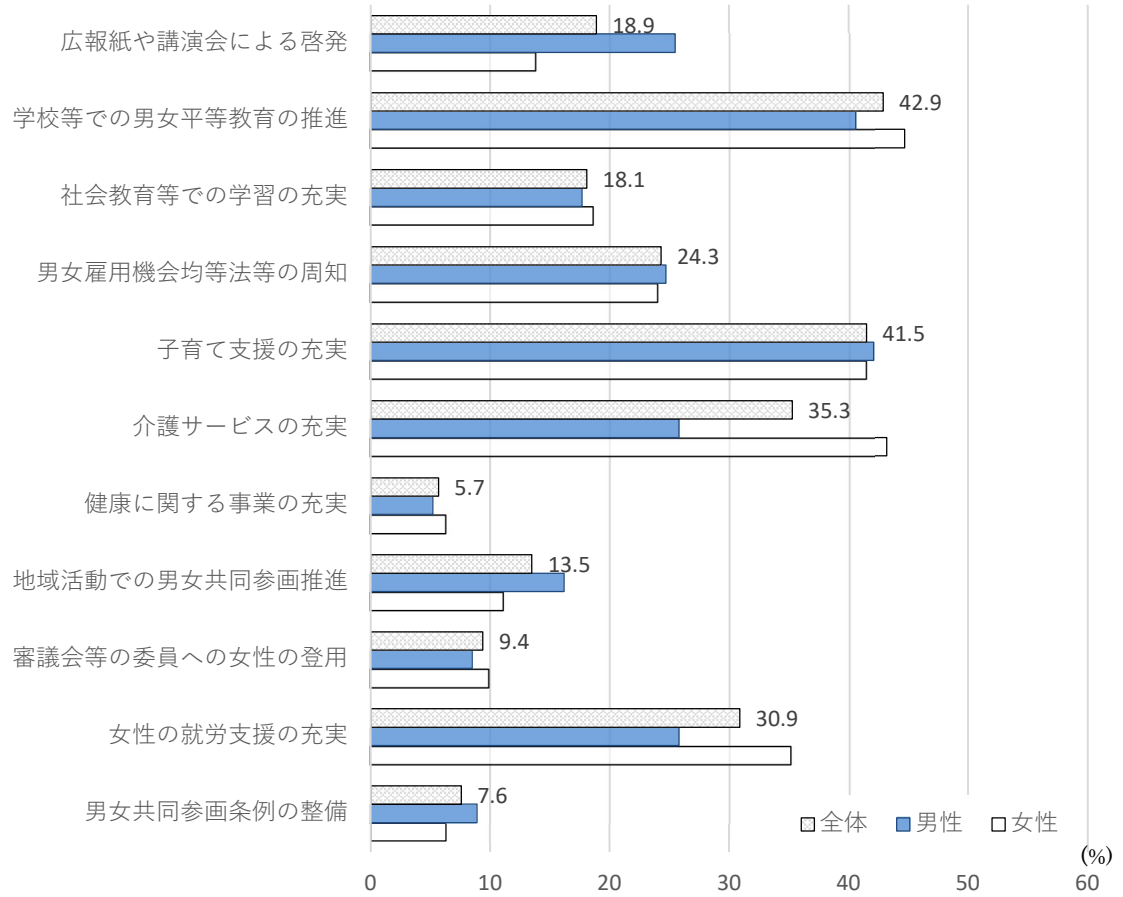
(11) 今後の取組について

「男女共同参画社会」を実現するため、市の施策に望むことは、「学校等での男女平等教育の推進」42.9%（前回 39.8%）が最も高く、以下「子育て支援の充実」41.5%（前回 39.2%）、「介護サービスの充実」35.3%（前回 37.7%）の順となっています。

性別でみると、男性の回答は「子育て支援の充実」42.1%（前回 37.8%）が最も高く、「学校等での男女平等教育の推進」40.6%（前回 40.4%）、同率で「介護サービスの充実」25.8%（前回 31.6%）と「女性の就労支援の充実」25.8%（前回 30.5%）の順、女性の回答は「学校等での男女平等教育の推進」44.7%（前回 39.6%）、「介護サービスの充実」43.2%（前回 42.6%）、「子育て支援の充実」41.4%（前回 40.5%）の順となっています。

男女共同参画を推進するためには、男女が平等であることの意識をこどもの頃から持つ必要があり、そのための教育が大変重要です。また、子育て支援と介護サービス、あるいは女性の就労支援への要望も依然として高いことから、男性も女性も、子育てや介護と職業生活の両立ができるよう、また、出産、育児のために離職した女性が、子育てが一段落した後本人が望むような再就職ができるよう、子育て支援や介護サービス等の一層の充実を進めていくことが求められています。

光市の施策に望むこと



4 「第4次光市男女共同参画基本計画」の検証

2022年（令和4年）3月に策定した「第4次光市男女共同参画基本計画」では、基本理念を

**一人ひとりの個性と能力が活かされ
希望に沿った生き方を選択できる
「ゆたかな社会」を目指して**

と定め、3つの基本目標を立て取り組んできました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【主な取組】

- 「第4次光市男女共同参画基本計画概要版」を窓口に設置するとともに、はたちの集いや女性のつどい等で配布し、「第4次光市男女共同参画基本計画」の周知・啓発を図りました。
- 6月の男女共同参画推進週間及び10月の男女共同参画推進月間に、市役所でのパネル展示及び伊藤公資料館での花手水作成による啓発を行い、併せてポスター掲示やチラシ配布等も行いました。
- 図書館において男女共同参画に関する絵本を購入し、男女共同参画推進月間に展示コーナーを設置して貸出しを促進するとともに、おはなし会において絵本の読み聞かせを行いました。
- 「女性のつどい」を開催し、女性のエンパワーメントについての学習機会の充実に努めました。
- 毎年、女性団体連絡協議会理事会を開催し、構成団体間の情報交換や情報共有を図りました。
- 周防の森ロッジで、『3月8日国際女性デーのシンボル「ミモザの花」を使ったソイキャンドル&ソイワックスサシェ作り体験』を開催しました。
- 県立高校で、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」についての出前講座を行いました。
- 中学生やPTA、光市人権教育指導者研究会会員を対象とした「ハートフルDAY in 光」を開催したほか、毎年市内の小中学校2校を人権教育の研究指定校とし、研究発表会を開催しました。
- 学校における人権課題（LGBT等）に関する研修会や定期的な見直しを通じて理解を深め、児童生徒が自分らしく学校生活を送れるよう、個々の状況に寄り添った環境を整えました。
- 父親参加型の「パパも出番ですよ!」事業において親子教室（体操・食育・料理・写真・木工・鉄棒等）を実施しました。

- 企業等の人権講座等において、男女共同参画を課題として扱いました。
- 生涯学習センターや各コミュニティセンターにおいて、男女共同参画に関する内容を取り入れた講座や講演会を実施するとともに、ホームページやSNSを活用して、女性のエンパワーメントのための講座情報や助成情報を提供しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	前回値 A	近況値 B	目標値 C R8	達成率 B/C×100
①男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	50.3%	58.9%	50.3%以上	119.6%
②「慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	16.3%	19.5%	16.3%以上	119.6%
③「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	18.5%	19.7%	18.5%以上	106.5%
④「ほぼ男女共同参画はできている」と感じる人の割合	7.2%	7.9%	7.2%以上	109.7%
⑤「学校教育」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	59.6%	60.8%	59.6%以上	102.0%
⑥男女共同参画や女性の活躍などに関連する出前講座の実施数	0 件	1 件	5 件	20.0%
⑦男女共同参画や女性の活躍などに関連するセミナーや講演会への参加者数	300 人	304 人	500 人	60.8%

※前回値出典【年度】：①②③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

⑥人権推進課【R2】

⑦人権推進課・人権教育課【R2】

※近況値出典【年度】：①②③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

⑥人権推進課【R7】

⑦人権推進課・人権教育課【R7】

【評価と課題】

固定的な役割分担意識や慣習・しきたりによる男女間の不公平性を改善するため、様々な場面でSDGsの視点を取り入れた取組を進めてきました。その結果、LGBT等への理解や、男性の家事・育児参画の重要性が広く認識されるようになりました。

計画の7つの指標では、5つの指標で目標値を達成し、取組の成果は出たといえます。しかし、その数値はまだ大変低い水準のものが多く、共同参画が進んでいる状況とは言えません。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、時代と共に変わりつつあるものの、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」がいまだ残っており、多くの分野で「男性が優遇されている」と感じる人が多い状況です。

長い歴史の中で作られた慣行は、地域社会に依然として根強く残り、その見直しを進めるために、一人ひとりが考え行動していく意識改革が重要となります。

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり

重点項目 3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目 4 地域における男女共同参画の推進

重点項目 5 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

重点項目 6 子育て・介護支援の充実

【主な取組】

- 市の審議会委員等や委員の公募について、積極的に女性委員の登用の呼びかけを行い、審議会等女性登用率は2026年（令和8年）4月1日時点では32.1%となりました。
- 市の職員の意識啓発を図れるよう、「女性活躍推進セミナー」を実施し、男女共同参画意識の啓発を図りました。
- 県制度「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」、「やまぐち子育て応援企業宣言制度」などのパンフレットを設置するとともに、商工会議所や商工会への情報提供等による普及啓発を図りました。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携を図り創業支援を実施しました。また、市の制度融資の創業資金に女性の利用がありました。
- 女性団体連絡協議会理事会を複数回開催し、情報交換や情報共有を図りました。また、女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向け、実施事業等に対する支援を行いました。
- 地域の女性や女性防災士の参加の下、総合防災訓練を実施しました。
- 自主防災組織や自治会等への出前講座の中で、避難所運営等における女性目線の大切さや協力の必要性について周知を図りました。
- 「エコスタイルセミナー」を実施し、男女を問わず、幅広い世代の市民が環境について学べる場を創出しました。
- 第5期光市地産地消プラン推進会議の委員として、女性を11人選出しました。（委員総数25人、女性比率44.0%）
- 「子育て応援アプリ☆ひかり by 母子モ」を導入し、地域の子育て情報の配信やオンライン相談を実施できる環境を整えました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	前回値 A	近況値 B	目標値 C R8	達成率 B/C×100
①市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.6%	32.1%	40.0%以上	80.3%
②女性を登用している市の審議会等の割合	89.8%	92.3%	100%	92.3%
③市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	13.3%	15.0%	22.4%以上	67.0%
④「政治や行政」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	13.9%	19.2%	13.9%以上	138.1%
⑤「法律や制度」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	33.4%	31.9%	33.4%以上	95.5%
⑥「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	38.9%	36.3%	41.7%以上	87.1%
⑦「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	22.3%	29.4%	26.9%以上	109.3%
⑧25歳から44歳までの女性の労働力率	75.5%	78.8%	80.3%以上	98.1%
⑨マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	1.5%	3.9%	2.7%以下	未達成
⑩家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている人の割合	26.1%	21.2%	27.4%以上	77.4%
⑪「家庭生活」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	33.0%	33.3%	33.9%以上	98.2%
⑫やまぐち男女共同参画推進事業者数	16件	28件	23件	121.8%
⑬やまぐち子育て応援企業届出数	21件	24件	29件	82.8%
⑭「子育て支援対策の充実」の市民満足度	37.7%	31.5%	37.7%以上	83.6%
⑮産前・産後サポーター派遣事業の延べ件数（年度）	31件	175件	60件	291.7%
⑯地域の子育て支援拠点年間利用者数（年度）	8,160人	9,264人	9,000人	102.9%
⑰認知症サポーター養成講座受講人数（累計）	9,280人	10,001人	13,600人	73.5%

※前回値出典【年度】：①②③人権推進課【R3】

④⑤⑥⑦⑨⑩⑪男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

⑧国勢調査【H27】

⑫⑬人権推進課【R2】

⑭まちづくり市民アンケート【R3】

⑮⑯子ども家庭課【R2】

⑰高齢者支援課【H18-R2 累計】

※近況値出典【年度】：①②③人権推進課【R8】

④⑤⑥⑦⑨⑩⑪男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

⑧国勢調査【R2】

⑫⑬人権推進課【R7】

⑭まちづくり市民アンケート【R7】

⑮⑯こども家庭課【R7】

⑰高齢者支援課【H18-R7 累計】

【評価と課題】

「女性活躍推進法」の施行をはじめ、社会に進出する女性への理解や支援が進んだことにより、様々な場面で活躍する女性が増えています。本市においても、市の審議会への女性の参加数や、民間企業における女性管理職の数が、徐々に増加している状況です。

しかし、本計画の指標をみると、未達成となった項目も多く、足踏み状態となっている状況が伺えます。また、女性が参加する割合や男女が平等と思う人の割合などは数値的に低く、女性の参画を更に進める取組が必要です。

多様化する地域社会の中で、様々な価値観が尊重される社会を築くためには、あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画することが求められています。

また、持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで女性の登用が限られていた政策決定や防災といった分野においても、その参画を一層広げていく必要があります。

基本目標Ⅲ みんなが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 7 生涯にわたる心と身体健康支援

重点項目 8 安心して暮らせる社会づくり

重点項目 9 男女間のあらゆる暴力の根絶

【主な取組】

- 「光市健康づくり推進計画」の取組を進めるため、市民の健康づくりのために特に優先して取り組む事項を「光 スマイル ライフ プロジェクト ～光市健康応援プロジェクト～」として位置付けるとともに、セルフチェック応援事業、健康ポイント事業、光の恵みd e朝ごはん事業等の各種事業や、各年代に応じた健康教育や健診体制の充実、健康相談や心の健康相談を随時実施しました。
- 学校からの要望に応じ、思春期の出前講座を随時実施し、思春期の心身の変化、性感染症、男女交際、L G B T等について啓発を図りました。
- プレママ、思春期の出前講座等により母性保護の指導啓発を図るとともに、マタニティマーク普及啓発による妊婦、母性の保護促進を図りました。
- 地域包括支援センターにおいて、「いきいき百歳体操普及事業」の実施等による

介護予防・認知症対策の推進や、成年後見制度等の権利擁護に関する相談支援など、高齢者への生活支援を行いました。

○障害のある人の相談に総合的に応じる「障害者総合相談支援事業」を、市内及び周南圏域の事業所に委託して実施しました。

○就労を希望する障害者に、必要な訓練を実施するとともに、相談支援事業を中心とした民間企業等との連携による障害者雇用を推進しました。

○ひとり親家庭等で一時的に子育てや生活支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービスなどの支援を行う県制度の啓発及び必要な家庭への利用促進を図りました。

○こども相談センター「きゅっと」において、児童虐待など多様化する相談内容に対応するとともに、関係機関との連携強化を図りました。

○その他困難を抱えた人々へ向けて光市社会福祉協議会に窓口（光市生活自立相談支援センター）を開設し、相談を受け、個々に適切な支援計画を策定した上で、関係機関と調整・連携を図りながら生活困窮者の自立を支援しました。

○配偶者等からの暴力や各種ハラスメントに関する情報提供と啓発を行いながら、庁内関係部署・警察・山口県男女共同参画相談センター・児童相談所等の関係機関と連携を図り、DV被害者の相談に対応しました。

○若い人たちのデートなどで起きる暴力を予防するため、高校における「デートDV教室」の開催を支援しました。

○被害者支援を目的として、光市犯罪被害者等支援条例、光市犯罪被害者等見舞金支給規則、光市犯罪被害者等生活支援助成金交付規則を制定しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標		前回値 A	近況値 B	目標値 C R8	達成率 B/C×100
①「健康づくりの推進」への市民の満足度		39.4%	34.5%	39.4%以上	87.6%
②がん検診受診率	子宮がん検診	13.1%	12.1%	25.0%	48.4%
	乳がん検診	13.0%	11.9%	25.0%	47.6%
③地域ケア会議の開催回数（年度）		32 回	24 回	70 回	34.3%
④介護予防事業の参加者数（年度）		2,323 人	2,393 人	4,030 人	59.4%
⑤障害者雇用率		2.07%	3.04%	2.30%	132.2%
⑥DVを受けたことのある人の割合		3.1%	4.8%	3.1%以下	未達成
⑦DVを受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合		5.3%	10.3%	5.3%以上	194.3%

※前回値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【R3】

②健康増進課【R2】

③④高齢者支援課【R2】

⑤福祉総務課【R2】

⑥⑦男女共同参画に関する市民アンケート【R2】

※近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【R7】

②健康増進課【R7】

③④高齢者支援課【R7】

⑤福祉総務課【R7】

⑥⑦男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

【評価と課題】

誰もが暴力や不安、健康問題等に怯えることなく、安全・安心に毎日を過ごせる社会を形成するため、男女共同参画の視点を取り入れながら取組を進めてきました。特に高齢者や障害者、ひとり親家庭、LGBT等、様々な困難を抱えている人を支援するため、それぞれに適切なサービスを提供しています。

計画の指標を見ると、DV経験のある人が若干の増となっていますが、これまで、暴力とわかっていなかった言動が実は暴力だったという認識が高まり、我慢する必要はないと考える人が一定数増えたためだと考えます。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。性暴力や各種ハラスメントなどの性による差別的行為や人権侵害の根絶、また、LGBT等人々へのより一層の理解を目指し、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組む必要があります。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化しているなか、国では困難な問題を抱える女性を支援するための「女性支援新法」が制定されたことから、行政と民間支援団体等が連携し、安心して自立した生活を送ることができるよう、市においても、困難な問題を抱える女性を包括的に支援する体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すもの

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が「男女共同参画社会」です。本市では、次のような「男女共同参画社会」の実現を目指します。

男女共同参画社会とは

《家庭では》

誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家事、育児、介護などを分担し、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

《地域では》

男女や世代等にかかわらず、誰もが地域の活動に積極的に参加し、心豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献しています。

《職場では》

男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って生き生きと働いています。

《学校では》

性別にとらわれることなく、こども一人ひとりの個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

2 計画の構成

基本理念に基づき、市民と共に目指す姿として3つの基本目標を設定し、基本目標の実現に向けた方向性として12の重点項目を掲げ、34の施策展開の方向により取り組みます。

3 基本理念

性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの存在や価値観を尊重し、全員が対等なパートナーとして地域の課題解決やまちづくりに参画するとともに、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、誰もが自分の意思で生き方を選び、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、そして、全ての人が暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感できるよう、次のとおり基本理念を定めます。

基 本 理 念（案）

互いを認め合い

共に未来を創り

安心して自分らしく暮らせるまち

4 基本目標

基本理念を踏まえ、「3つの基本目標」と「12の重点項目」を定めます。

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

II みんなが共に活躍できる地域社会づくり

III 誰もが安全で安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画社会の実現のためには、人権を尊重し、性別のみならず、年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認など、多様な背景を持つ一人ひとりがお互いを認め合う意識が必要です。そのためには男女共同参画の考え方の周知とともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指した情報提供や啓発が重要です。

また、学校、家庭、地域における教育や学習を推進するとともに、近年特に重要視されている防災の分野においても、男女共同参画の意識形成を目指します。

重点項目 1 男女共同参画の意識の醸成

重点項目 2 人権と多様性の尊重

重点項目 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点項目 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画することが必要です。

特に、地域においては、自治会活動をはじめとする地域の絆づくりが重要であり、地域コミュニティ活動を維持していくため、誰もが参加しやすい仕組みを構築し、男女が共に役割や責任を担い、共に参画できる社会を目指します。

また、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭、地域生活が両立できる環境づくりが必要です。

そのため、長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事、育児、介護などといった状況に応じた多様な生き方、働き方が選択できる環境整備への支援の充実など、就労の場における男女共同参画の推進をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。

重点項目 5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

重点項目 6 地域社会等における男女共同参画の推進

重点項目 7 就労の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

重点項目 8 子育て・介護支援の充実

基本目標Ⅲ 誰もが安全で安心して暮らせる環境づくり

誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要であり、健康に対する意識の向上とともに、各種健康診査等による疾病の早期発見や生活習慣病予防など、生涯を通じた健康の増進を目指します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、高齢者や障害者、ひとり親家庭、LGBT等の人々などが直面する生活課題は多様化・複雑化しています。これらを踏まえ、個人の属性や置かれた環境にかかわらず、自分らしく生きられる社会の実現に向けた取組を推進します。

さらに、DVや性暴力、性犯罪の被害、家族関係の破綻など、多様なリスクにより困難な状況に直面する女性等への支援体制の強化が強く求められています。こうした課題の解決に向け、相談者の個人情報保護に万全を期しつつ、関係機関等とも緊密に連携し、一人ひとりに寄り添った迅速かつ切れ目のない包括的な支援を図ります。

重点項目 9 生涯にわたる心と身体健康支援

重点項目 10 安全で安心して暮らせる環境の整備

重点項目 11 あらゆる暴力の根絶

重点項目 12 困難な問題を抱える人が安心して相談できる 環境の整備

5 施策の体系

基本目標	重点項目	施策展開の方向
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画の意識の醸成	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 (2) 男性の男女共同参画の推進
	2 人権と多様性の尊重	(1) 「光市人権施策推進指針」の見直し (2) 人権と多様性を尊重した取組の推進 (3) 「パートナーシップ宣誓制度」の浸透
	3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実 (2) 女性のエンパワーメントのための学習支援
	4 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	(1) 防災意識の普及啓発 (2) 防災対策への男女共同参画の視点反映
【光市女性活躍推進計画】 Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり	5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(1) 市政運営における女性参画の推進 (2) 事業所・団体等における女性参画の推進 (3) 様々な分野における女性参画の推進
	6 地域社会等における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 環境その他分野における男女共同参画の推進
	7 就労の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 雇用の場における男女平等な環境づくり (3) 多様な働き方の推進と就業機会の創出
	8 子育て・介護支援の充実	(1) 子育て家庭への支援の充実 (2) 保育環境等の整備・充実 (3) 母子保健サービスの充実 (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実
Ⅲ 誰もが安全で安心して暮らせる環境づくり	9 生涯にわたる心と身体の健康支援	(1) 生涯を通じた心身の健康支援 (2) 母性の保護の重要性に関する認識の浸透 (3) 心身の健康を脅かす問題に対する意識啓発
	10 安全で安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者への安全・安心な生活の支援 (2) ひとり親家庭等に対する支援 (3) こどもの安全確保と健全育成 (4) L G B T等の人々への対応
【光市DV対策基本計画】	11 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を根絶する取組の推進 (2) 相談窓口の周知と体制づくり (3) 被害者の自立に向けた支援 (4) D V 防止対策推進体制の整備
【光市困難女性支援計画】	12 困難な問題を抱える人が安心して相談できる環境の整備	(1) 困難な問題を抱える人に対する生活支援や自立支援 (2) 相談体制の整備と連携強化

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

重点項目 1

男女共同参画の意識の醸成

■ 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女の多様な生き方や選択を制約し、女性の自立や能力発揮の機会を阻むとともに、男性の日常生活における自立を妨げる要因の一つといわれています。これは、男女共同参画社会を実現する上で、最優先で克服すべき根深い課題だと言えます。

市民アンケートによると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、平成18年調査では「賛成」が57%、「反対」が30%であったのに対し、令和7年調査では「賛成」が26%、「反対」が59%と、意識の解消が大きく進んでいることが分かります。その一方で、社会全体や雇用、賃金などの地位において「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は依然として高い水準にあり、これは、個人の意識が変わっても、長年培われた社会慣習や職場の労働環境などを変えるまでには至っていないことを示しています。

長年にわたり人々の間に形成されてきた固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、今なお日常生活の様々な場面に潜んでいます。そのため、市民一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく理解し、自らの問題として捉えて行動していくためのさらなる意識改革が重要です。

人々の意識に働きかけ、男女共同参画の理念を地域社会に根付かせるためには、学校教育や地域、職場など様々な機会を捉えた広報・啓発活動を、男性や若年層をはじめとする全ての市民に対して、積極的かつ継続的に展開していく必要があります。

■ 施策展開の方向

（1）男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深めるため、あらゆる機会や媒体を活用し、市民一人ひとりの意識変革につながる周知・啓発に努めます。

- 男女共同参画の視点に立った啓発活動として、男女共同参画に関するパネル展示や男女共同参画をイメージした「*花手水」の展示を行います。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、人権や男女共同参画に関する研

修、講演会、セミナーなどの開催に努めます。

- 「光市男女共同参画推進ネットワーク」との連携の下、計画の概要版等を用いた効果的な啓発や広報活動の推進に努めます。
- 男女共同参画に関連する制度や取組等の情報を収集し、様々な機会と媒体を活用し広く情報提供を行うとともに、アンケートなどを活用した市民意識の動向把握に努めます。
- 市から発信する情報について、男女共同参画に配慮した適切な表現に努めます。

(2) 男性の男女共同参画の推進

男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、家事、育児、介護、地域活動等への主体的な参画を促すため、意識改革と啓発活動を進めます。

- 男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- 「パパも出番ですよ」事業において、親子教室を実施します。
- パパの子育てノートをホームページに掲載し、父親の育児参加啓発に取り組みます。
- 男性が子育てや介護に参画できる環境づくりを進めるため、事業所に対して、育児・介護休業法等に係る仕事と家庭生活の両立支援制度の普及啓発に努めるとともに、国の助成制度等についての周知を図ります。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業給付・介護休業給付や県の貸付制度等の周知を図ります。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	人権や男女共同参画に関する研修会、講演会等の開催を通じた意識啓発や学習機会の充実	人権推進課 人権教育課
	「光市男女共同参画基本計画」「光市人権施策推進指針」を活用した啓発活動の推進	人権推進課 人権教育課
	男女共同参画推進月間や週間、人権週間における重点的な取組の強化(パネルや花手水の展示)	人権推進課
	「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した効果的な啓発や広報活動の推進	人権推進課
	市広報やホームページによる啓発、事業所等に対する出前講座等を活用した啓発活動の推進	人権推進課 商工振興課

	男女共同参画についての市の職員の意識改革	人材育成・女性活躍推進室 人権推進課
	男女共同参画を推進する市民リーダー、団体等の育成・支援	人権推進課 関係各課
(2) 男性の男女共同参画の推進	家庭における男性の役割を認識するための学習機会の充実	こども政策課 文化・社会教育課 人権推進課
	父親の育児参加への啓発事業の実施（パパも出番ですよ事業、パパの子育てノート）	こども政策課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	59.0%	59.0%以上
②「慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.5%	19.5%以上
③「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.7%	19.7%以上
④「ほぼ男女共同参画はできている」と感じる人の割合	7.9%	7.9%以上

※近況値出典【年度】：①②③④男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

* 「花手水（はなちょうず）」

光市では、毎年6月23日から6月29日までの「男女共同参画週間」と、10月の「男女共同参画推進月間」に合わせて、誰もがいきいきと輝く社会をイメージした「花手水」を、伊藤公記念公園に展示しています。



重点項目 2

人権と多様性の尊重

■ 現状と課題

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での根幹となる基本理念です。男女共同参画のまちづくりを進めるためには、男女が互いの性を正しく理解し、尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、自分らしくいきいきと、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

このため、本市では人権施策を総合的に推進するための方向性や方策を示す「光市人権施策推進指針」を策定し、様々な人権課題への対応を進めています。

男女共同参画の推進は、性別による格差解消だけにとどまらず、年齢、国籍、障害の有無、LGBT等にかかわらず、全ての人が暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感できる社会の実現に直結するものです。

全ての市民が互いを認め支え合う「ダイバーシティ（多様性）社会」の実現に向け、人権尊重への理解を深められるよう、人権に関する情報提供をはじめ、講座やイベントの開催など人権教育や啓発活動を推進し、意識の醸成を図る必要があります。

■ 施策展開の方向

（１）「光市人権施策推進指針」の見直し

複雑化・多様化している人権課題に対応できるよう「光市人権施策推進指針」の見直しを行います。

- 社会経済情勢等の変化や、法律等の制定や改正等を踏まえ、今後、2017年（平成29年）以来２度目の「光市人権施策推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していきます。

（２）人権と多様性を尊重した取組の推進

一人ひとりが基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対して正しい理解を深めるため、人権に配慮した啓発活動を行います。

- 市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対して正しい理解を深め、人権を尊重することの重要性を認識するための幅広い啓発活動を積極的に推進します。
- LGBT等に関する理解を促進するため、研修会やホームページ等を活用し、正しい理解に向けた意識啓発を行います。

- 各コミュニティセンターにおいて、人権学習講座を開設します。
- 学校教育におけるLGBT等に係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細かな対応や教育の推進に努めます。
- 市の刊行物等の作成時には、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

(3) 「パートナーシップ宣誓制度」の浸透

多様性を尊重する意識の浸透を図るため、山口県の「パートナーシップ宣誓制度」の利用に向けた取組の周知・啓発を行います。

- 山口県において2024年(令和6年)に策定された「パートナーシップ宣誓制度」の周知啓発を行います。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1)「光市人権施策推進指針」の見直し	「光市人権施策推進指針」の見直し	人権推進課
(2)人権と多様性を尊重した取組の推進	「光市人権施策推進指針」を活用した啓発活動の推進	人権推進課 人権教育課
	LGBT等を正しく理解するための啓発活動や教育の推進	人権推進課 人権教育課
	学校教育におけるLGBT等に係る児童生徒への対応や教育の推進	学校教育課
(3)「パートナーシップ宣誓制度」の浸透	「パートナーシップ宣誓制度」の周知啓発	人権推進課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①「光市人権施策推進指針」を活用した研修・講座等の件数	24件	30件以上
②LGBT等に関する研修・講座等の件数	27件	30件以上
③「パートナーシップ宣誓制度」における光市のメニュー数	57件	60件以上

※近況値出典【年度】:①②③光市決算関係書【R7】

重点項目 3

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

■ 現状と課題

家庭、地域、学校等で行われる教育や学習は、一人ひとりの自立や個人としての生き方を尊重するとともに、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むという「人間形成」において重要な役割を果たしており、男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが何よりも重要です。

これからの社会を担うこどもたちの意識を育てるには、家庭、地域、学校での教育や学習が大きな役割を持っています。

このため、こどもたちに対しては、学校が発達段階に応じて、男女間の相互理解と協力の重要性等、男女共同参画の意識を育てる教育が必要です。特に、進路指導においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力に合わせた取組が必要となります。

また、生活の基本となる家庭においては、幼少期から個々の人権が尊重されるよう保護者の学習の場や情報提供が必要であり、地域においては学校や家庭への支えとなるような取組が求められます。

このように、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる世代、あらゆる機会、あらゆる場所において、男女共同参画に関する教育や学習の機会を充実させる必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

学校、地域、職場、家庭といったあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識を解消し、こどもから大人まで生涯を通じて男女共同参画への理解を深められるよう、教育と学習機会の充実を図ります。

- 男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- 生涯にわたって学習ができるよう、地域や職場、図書館、生涯学習センター、コミュニティセンター等における生涯学習の充実に努めます。
- 小・中・義務教育学校9年間のつながりを意識し、各学校区において、児童生徒の豊かな心を育む教育を推進し、人権教育の充実を図ります。
- 男性を対象とした研修会や講座の開催に努めます。
- 市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画に関する理解を深めるため、国際的なジェンダー平等に関する動きやそれに関する国の施策の情報を市民へ

わかりやすく周知します。

(2) *女性のエンパワーメントのための学習支援

地域社会や職業生活等において、自ら参画を希望する女性の意欲を尊重し、その能力を最大限に発揮するための学習機会の提供や支援を行います。

- 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する力を付けるため、様々な能力開発に向けた学習機会の提供と内容の充実を図ります。
- 「女性のつどい」を開催し、女性のエンパワーメント学習機会の充実に努めます。
- パンフレットの設置及び商工会議所や商工会への情報提供等により、女性のエンパワーメントに関する普及啓発を図ります。
- 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進します。

*女性のエンパワーメント原則 (Women's Empowerment Principles)

企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。

以下は、2010年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金が共同で作成した7つの原則です。

- 1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- 2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- 3) 健康、安全、暴力の撤廃
- 4) 教育と研修
- 5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- 6) 地域におけるリーダーシップと参画
- 7) 透明性、成果の測定、報告

※ 内閣府 男女共同参画局

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	男女共同参画に関する絵本を活用した読み聞かせ等の実施	図書館
	教職員の研修の実施	学校教育課
	男性を対象とした研修会、講座の開催	こども政策課 人権推進課
	女性の参画促進等幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの開催	文化・社会教育課 こども政策課 学校教育課 人権推進課
	生涯学習センター、コミュニティセンターを拠点とした生涯学習の場の提供	地域づくり推進課
	市広報やホームページ、コミュニティセンター報を活用した学習情報の提供	人権推進課
(2) 女性のエンパワーメントのための学習支援	「光市女性団体連絡協議会」やNPO等への情報提供	文化・社会教育課 地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	文化・社会教育課 商工振興課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①「学校教育」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	60.8%	60.8%以上
②男女共同参画や女性の活躍等に関連する出前講座の実施数	2件	5件
③男女共同参画や女性の活躍等に関連するセミナーや講演会への参加者数	320人	500人

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

②人権推進課【R7】

③人権推進課・人権教育課【R7】

重点項目 4

男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

■ 現状と課題

過去の大規模災害の経験から、災害時における被災者の困難やニーズは一律ではなく、性別、年齢、障害の有無等により多種多様であることが明らかとなっています。とりわけ女性や子ども、配慮を要する人々は、災害による影響をより深刻に受けやすい傾向にあると言われています。

しかしながら、地域の防災活動や避難所運営の意思決定の場において、女性の参画はいまだ十分とは言えない現状があります。こうした多様な視点の不足は、避難生活における性差への配慮や、女性特有のニーズの見落としにつながりかねず、結果として被害の拡大や二次被害を招くリスクがあると指摘されています。

災害に強い持続可能な地域社会を構築するためには、男女共同参画の視点を取り入れた事前の備えや、男女双方がリーダーとして運営に参画できる避難所体制の確立、そして多様な視点を反映した備蓄品の充実など、総合的な防災力の強化が不可欠な課題です。

こうした平時からの防災・減災対策の実効性を高めるためには、その基盤として、地域社会全体で男女共同参画への理解を深めることが欠かせません。そのためには、多様な機会と場所を通じて男女共同参画に関する教育や学習の機会を充実させ、誰もが主体的に参画できる意識の醸成を図っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 防災意識の普及啓発

こどもから大人まで、「男女共同参画の視点」に配慮した防災意識の普及・啓発を図ります。

- 防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画に取り組むとともに、市民に対し、男女共同参画の視点からの防災対策について周知啓発を行います。
- 10月の男女共同参画推進月間に、本庁ロビーで男女共同参画の視点からの防災展示を行い、啓発を行います。
- 自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画の促進に努めます。

(2) 防災対策への男女共同参画の視点反映

各種計画及び各種防災対策に「男女共同参画の視点」を反映します。

- 地域の消防防災活動を担う消防団について、女性消防団員の入団を推進します。
- 光市防災会議において、光市地域防災計画の策定や防災への取組について、女性委員の意見を求めます。
- 地域の女性や女性防災士の参加の下、総合防災訓練を実施します。
- 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を促進します。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 防災意識の普及啓発	自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画の推進	防災危機管理課 人権推進課
	防災訓練、自主防災組織アドバイザー研修会等への女性の参加の推進	防災危機管理課
	様々なニーズに応じた災害用物資の備蓄	防災危機管理課
	男女共同参画の視点からの防災に関する普及・啓発	防災危機管理課 人権推進課
(2) 防災対策への男女共同参画の視点反映	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進	防災危機管理課
	女性消防団員の加入の促進	光地区消防組合
	災害に対する事前の備え、避難所運営、被災者支援等への男女共同参画の推進	防災危機管理課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①市内の防災士における女性の割合	15.9%	20%以上
②消防団員に占める女性消防団員の割合	4.7%	10%以上

※近況値出典【年度】：①防災危機管理課【R7】 ②光地区消防組合【R7】

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できる地域社会づくり

2016年（平成28年）に施行にされた「女性活躍推進法」において、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画に含める形で、基本目標Ⅱを「光市女性活躍推進計画」とします。

重点項目5

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

地域や行政、労働の分野等、様々な場の政策・方針決定過程において、女性の参画は依然として遅れている状況にあると言えます。管理職や指導的立場に女性が少ない理由としては、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや、男性中心の組織づくりが行われていること、また、女性自身がキャリアアップに対して一歩を踏み出しにくい状況に置かれていることなど、構造的な課題が考えられるところです。

組織における政策・方針を決定する過程への女性の参画拡大を図っていくためには、多様な分野で活躍できる女性の人材育成を進めるとともに、組織側の理解促進や意識改革を一体的に進める必要があります。

また、女性自らが、あらゆる分野において意欲や能力を高めて活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していくことが求められています。

■ 施策展開の方向

（１） 市政運営における女性参画の推進

管理職や審議会など方針決定の場におけるジェンダーギャップの解消に向け、市の女性職員の登用や職域拡大、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備を推進するとともに、審議会等委員への女性の参画を積極的に進めます。

- 市の審議会等における女性委員の積極的な登用に引き続き努めます。
- 「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「光市特定事業主行動計画」により、女性職員の管理職への登用や職域拡大に努め、計画的な人材育成に取り組みます。
- 業務見直しによる超過勤務の縮減等、仕事と生活の両立を実現しやすい職場環境の整備を進めます。

(2) 事業所・団体等における女性参画の推進

経営者の意識改革を通じて女性のエンパワーメントを支援し、事業者・団体等における女性の登用や活躍に向けた取組を促進します。

- 女性の管理職への登用促進に向け、事業所・団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援を行います。
- 男女が仕事と家庭生活を両立できるよう、事業所に対し、「一般事業主行動計画」について周知、啓発に努めます。
- 県等との連携による、女性活躍の取組の普及・拡大や支援等により、経営者の女性活躍に向けた意識改革と事業者における女性活躍推進を図ります。

(3) 様々な分野における女性参画の推進

就職や創業など、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進します。

- 事業所・団体等における女性の登用を促進するため、県や関係団体等と連携して女性就業者に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に努めます。
- 女性団体・NPO等の女性リーダー育成を支援するため、人材情報の収集や提供に努めます。
- 女性のチャレンジを支援するため、就職・再就職や創業の支援、保育、介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- 商工会議所や商工会等が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に努めます。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、創業支援を実施し、市制度融資の活用を促進します。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 市政運営における女性参画の推進	市の審議会等の女性委員の登用の推進	関係各課
	市の審議会等の委員の公募の推進	関係各課
	市の職員の意識啓発	人材育成・女性活躍推進室

	市の職員の能力に応じた公平な登用	総務課
(2)事業所・団体等における女性参画の推進	事業所等における意識改革の促進	人権推進課 商工振興課
(3)様々な分野における女性参画の推進	ハローワーク等と連携した職業情報等の収集と提供	商工振興課
	創業支援のための情報収集と提供	商工振興課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①市の各種審議会等における女性の登用の割合	32.1%	40%以上
②女性を登用している市の審議会等の割合	92.3%	100%
③市の職員(病院局・水道局を除く)の管理職における女性管理職の割合	15.0%	20.0%以上
④「政治や行政」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.2%	19.2%以上
⑤「法律や制度」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	31.9%	31.9%以上

※近況値出典【年度】：①②③人権推進課【R8】

④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

重点項目 6

地域社会等における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

内閣府は、「令和5年版男女共同参画白書」の特集の中で、「男性は仕事」「女性は家庭」という、いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦からなる家庭を前提とした制度や、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働や転勤を当たり前とする雇用慣行等を「昭和モデル」と定義する一方、職業観・家族観が大きく変化する中、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿を「令和モデル」と定義しています。その上で、時代の変化に即した「令和モデル」への移行に向け、社会全体の意識改革を図る必要性を訴えています。

本市においても、人口減少や高齢化の加速に伴う生産年齢人口の減少に加え、単独世帯やひとり親世帯の増加など家族の姿は大きく変化しており、国が提唱する「令和モデル」の定着に向けた取組がより一層求められています。

家族形態や働き方の変化に伴い、男女共同参画に対する意識も確実に変化していますが、平等感について、大半の分野で「男性優遇」と感じている人の割合がまだ多数を占めています。この不平等感を生み出す要因として、長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が挙げられるほか、これらが若年女性の転出を招く大きな要因の一つになっているとの指摘もあります。

また、自然災害の激甚化・頻発化により防災意識が高まる一方で、自治会加入率の低下など、社会的つながりの希薄化が課題となっています。持続可能で活力ある地域社会を構築するためには、性別にかかわらず、誰もが等しく地域活動や防災の場に参画できる地域づくりの推進が必要です。

■ 施策展開の方向

（１） 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、性別、年齢等により固定化されず、みんなが活躍できる環境を整備するとともに、地域における様々な課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。

- 地域におけるボランティア活動やNPO活動等に情報提供を行うなどの支援を行います。
- まちづくり等における意思決定の場への女性の参画の推進を行います。
- 地域における女性リーダーの育成と支援を行い、地域活動に男女共同参画の視点が反映できるよう啓発を行います。

(2) 環境その他分野における男女共同参画の推進

環境保全やその他の分野において、男女共同参画の視点から、女性の高い関心や経験等を生かすため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

- 環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、環境保全活動に関する学習の機会や交流の場の提供に努めます。
- その他の分野においても、男女が共に活躍できるよう、様々な地域活動団体、教育機関、医療機関、福祉機関等、意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 地域活動における男女共同参画の推進	まちづくり等における意思決定の場への女性の参画の推進	関係各課
	コミュニティセンターにおける男女共同参画に関する学習講座等の開催	人権教育課
	地域における女性リーダーの育成と支援	地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	「光市女性団体連絡協議会」など女性団体への支援	文化・社会教育課 人権推進課
(2) 環境その他分野における男女共同参画の推進	環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進	環境政策課 環境事業課
	環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供	環境政策課 環境事業課
	その他分野に関する政策・方針決定過程への女性の参画推進	関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	36.3%以上

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

重点項目 7

就労の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

■ 現状と課題

「女性活躍推進法」では、雇用形態にかかわらず、全ての働く女性および就業を希望する女性を対象に、事業主に対して採用や登用、能力開発などの取組を求めています。また、国においては、2025年（令和7年）に「新・女性デジタル人材育成プラン」が決定され、女性がデジタルスキルを習得して柔軟に働ける環境整備や就労支援の強化が進められてきました。さらに、2026年（令和8年）には「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、就業を希望しながらも育児や介護などを理由に求職にいたらない女性の存在を大きな損失（課題）と位置付け、多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感できる社会の実現に向けた方針が示されています。

市民アンケートにおいて、仕事と生活の優先度に関する「理想」と「現実」を比較したところ、「家庭生活又は地域生活と仕事を同じように両立させることが望ましい（理想）」と回答した人が35.6%であったのに対し、「両立させている（現実）」と回答した人は21.6%にとどまりました。この14ポイントの乖離（かいり）から、女性が就業を継続するための環境整備がいまだ途上にあることが浮き彫りとなっています。

今後は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、行政、事業者、労働者が緊密に連携し、社会的機運を更に醸成していく必要があります。

■ 施策展開の方向

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた生き方の普及と、長時間労働の削減、育児・介護休業制度等の定着など、働くことを望む全ての人が働きやすい就業環境の整備を推進します。

- 仕事と育児・介護との両立を図るため、職場の支援制度の整備や女性が働くことへの職場の理解の向上、また、男女双方の育児・介護休業等の利用や長時間労働の削減等について、事業者及び市民に対し啓発に努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定が努力義務となっている事業所に対しても、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るよう、その啓発に努めます。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。

(2) 雇用の場における男女平等な環境づくり

働く全ての人が適正な労働環境の下で仕事をし、休業等の制度を活用することができるよう、労働に関する法律や制度の周知に努めます。

- 性別にかかわらず男女の均等な雇用の機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関と連携して、セミナーの開催や啓発資料等の作成・配布など「男女雇用機会均等法」やその他関係法令の周知に努めます。
- 個人の能力発揮を阻害するセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど各種ハラスメントに関する雇用管理の改善を図るため、関係機関や団体と連携し、「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図ります。
- 違法な時間外労働、過重労働による健康障害や配置・昇進等における差別的取扱いや各種ハラスメントなど、職場における各種問題に対応するため、関係機関と連携して「労働ほっとライン」等の相談窓口の周知に努めます。

(3) 多様な働き方の推進と就業機会の創出

長時間労働の削減や柔軟な働き方の見直し、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を通じて、女性の継続就業や就業機会の創出を支援します。

また、多様な働き方のニーズに応えるため、創業支援の充実や、就労に向けたさらなる環境整備に取り組みます。

- 時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入促進に向け、利活用促進セミナー開催等により、職場環境づくりの促進に努めます。
- 働きたい女性が、子育てや介護等にかかわらず継続して就業できるよう、また、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携して職場環境の整備の促進に努めます。
- 就職や再就職を支援するため、関係機関と連携して各種技術・技能習得機会や職業能力開発機会の情報の収集と提供に努めます。
- 女性の創業支援の充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、商工会議所、商工会、ハローワーク等の関係機関と連携して情報提供等に取り組みます。
- 育児・介護休業制度や短時間正社員制度等の定着を図るため、山口労働局等の関係機関・県等と連携し、事業主への普及啓発を図ります。
- 県と連携し、「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」や「やまぐち子育て応援企業宣言制度」などを推進します。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度等の周知を図り、男性が子育てしやすい雇用環境づくりの促進に努めます。
- 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく事業主等に

よるポジティブ・アクションの促進、また仕事と生活の両立に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得、更に働き方改革の促進に向けた普及啓発に努めます。

- パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者や家内労働者、また、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理等の労働環境の整備の促進に努めます。
- 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲ややりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業を目指し、家族みんなが働きやすい就業環境となるよう、家族経営協定の普及啓発を行います。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	「女性活躍推進法」を踏まえた雇用環境の整備の促進	商工振興課 人権推進課
	ポジティブ・アクションに関する情報提供	人権推進課 商工振興課
	セミナーの開催や資料配布等による職場の意識改革、働き方改革の啓発	商工振興課 人権推進課
	仕事と生活の調和や性別による固定的役割分担意識の改善に向けた講演会等の紹介	商工振興課 人権推進課
(2) 雇用の場における男女平等な環境づくり	「男女雇用機会均等法」の周知・啓発	商工振興課 人権推進課
	各種ハラスメントに関する雇用管理の相談窓口の周知	商工振興課 人権推進課
(3) 多様な働き方の推進と就業機会の創出	幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの紹介	商工振興課
	ハローワークと連携した各種職業情報の収集と提供	商工振興課
	事業所等に対する育児・介護休業制度や職場環境整備に関する普及・啓発	商工振興課
	市の職員に対する育児・介護休業制度の利用促進	総務課
	農林水産業や商工自営業等の従事者の労働条件の改善と労働環境の整備促進	農林水産課 商工振興課
	家族経営協定等の普及・啓発	農林水産課
	各種厚生制度を取得しやすい職場環境の整備促進	農林水産課 商工振興課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和 13 年度)
①「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	29.4%	29.4%以上
②25 歳から 44 歳までの女性の労働力率	78.8%	80.0%以上
③マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	3.9%	2.5%以下
④家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている人の割合	21.2%	27.4%
⑤「家庭生活」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	33.3%	33.9%以上
⑥やまぐち男女共同参画推進事業者数 (認定件数、累計)	28 件	35 件
⑦やまぐち子育て応援企業届出数	24 件	29 件

※近況値出典【年度】：①③④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

②国勢調査【R2】

⑥⑦人権推進課【R7（県における制度開始以降の累計）】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の姿

【就労による経済的自立が可能な社会】

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

【健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会】

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

【多様な働き方・生き方が選択できる社会】

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

※ 内閣府 男女共同参画局

重点項目 8

子育て・介護支援の充実

■ 現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や多様な働き方の浸透により、子育てや介護を担う男性は徐々に増えています。しかし、男性の多くは依然として仕事優先の生活となっており、家庭における役割の主な担い手は女性に偏っているのが現状です。男性の家事・育児・介護等への参画は、女性の負担軽減だけでなく、男性自身の将来（シニア世代まで）を見据えたライフ・キャリアデザインにおいても効果的であり、さらなる参画促進が求められているところです。

また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」に加え、家族の看護等が重なる「トリプルケア」、更に負担が大きく高齢者虐待の一因とも指摘される「認知症介護」など、ケアの多重化・深刻化が問題となっています。こうした状況下で、子育てや介護を担う人が孤立しないための支援や、心理的・肉体的負担を軽減する環境整備が必要となっています。

子育て・介護を支える環境の充実、仕事と生活の調和の実現に直結します。誰もが安心して子どもを産み育て、介護負担を軽減できる環境を整えるとともに、地域活動や就労等において、自らが望むバランスを実現できる社会の構築が重要です。

そのためには、市の関連計画（こども計画・高齢者保健福祉計画・障害者福祉基本計画等）を総合的に推進し、家族だけでなく地域全体でケアを支え合える体制づくりに、継続して取り組んでいく必要があります。

■ 施策展開の方向

（１） 子育て家庭への支援の充実

共働き世帯の増加や働き方の多様化などに対応し、子育て家庭が地域で安心して子育てできるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりに努めます。

- ライフステージに応じた子育て支援情報を総合的に掲載した情報誌やホームページ等により、積極的な情報提供を図り、子育てへの安心感を醸成します。
- 父親向け子育てノートの配布や事業の実施等を通じて、家庭における父親の積極的な育児参加や、子育て意識の醸成に努めます。
- 子育て家庭の孤立等を防ぐために、子育て中の親子が気軽に訪れ、親同士、子ども同士、地域の方と楽しみながら交流し、情報交換や相談が行える集いの場づくりを進めます。
- 子育て家庭をまちぐるみで見守りながら、ふれあいの子育て「おっぱい育児」

を推進し、市民全員が子育て応援団の一員として子育て家庭に寄り添い、こどもたちの健やかな成長につながるような取組を進めます。

- 男女共同参画の視点から、男性の家事、育児参加についての意識啓発を進めます。
- 男性の育児休業取得の推進に向けて、社会全体の機運の醸成に努めます。

(2) 保育環境等の整備・充実

市内各園、各施設において、保育サービスの充実を図るとともに、放課後子ども教室など地域における子育て支援の充実や、保護者が就労等で不在の小学生の居場所となる放課後児童クラブ（サンホーム）の活用など、多様化するニーズに対応した子育て支援体制の充実を図ります。

- 休日保育や一時預かり事業、病児保育事業、ひかりファミリー・サポート・センター事業、障害児保育など、多様なニーズに対応したきめ細かな事業の提供、充実に努めます。
- 放課後子ども教室など地域における子育て支援の充実を図ります。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）において、保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、共働き家庭等における子育てと仕事の両立を支援します。

(3) 母子保健サービスの充実

妊娠中から育児期における健康保持や、出産や育児を取り巻く社会環境の変化に対応するため、妊娠から出産・育児に至るまで一貫した母子保健対策の充実や情報提供に努めます。

- 関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や予防接種などの健康管理体制の充実を図ります。
- 母親の妊娠・出産への不安や悩みを軽減し、こどもの健やかな成長・発達を支援するため、妊娠、出産、産後、育児の切れ目のないきめ細かなサポート体制の充実に努めます。
- 特に心身共に不安定になりやすい産後の母子に対して、心身のケアや育児サポートを早期から行うことで、産後うつ予防、育児不安の軽減など産後に安心して子育てができる支援体制強化を進めます。
- 未就園児親子を対象とした、わらべうたあそびと絵本の読み聞かせの会を開催します。

(4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

高齢者や障害者が自分らしく暮らせるよう、本人への支援に加え、介護を担う家族等の負担軽減や支援体制の構築に取り組み、一人ひとりを支える支援体制の充実に努めます。

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境と支援体制の充実に努めます。
- 高齢者に対する生活支援や介護に関する福祉サービスの情報提供に努めます。
- 障害者が自立して生活し、就労支援や地域で有意義な生活を送れるよう、支援の充実に努めます。
- 介護保険サービスの提供や地域包括支援センターでの総合相談支援事業などを通じて、介護者に対する支援を行います。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 子育て家庭への支援の充実	保育所における地域との交流促進	こども政策課
	こども家庭センター「きゅっと」の活用	こども家庭課
	ひかりファミリー・サポート・センターの活用	こども政策課
	「子育てハッピーマガジンチャイベビ」の活用	こども政策課
	パパマママイスター冊子の活用	こども政策課
	産前・産後サポーター派遣事業の実施	こども家庭課
	子育て支援センター（チャイベビステーション）の活用	こども政策課
	パパの子育て応援の充実	こども政策課
	コミュニティ・スクールの活用	学校教育課
(2) 保育環境等の整備・充実	休日保育、一時預かり、病児保育、障害児保育、延長保育等の保育サービスの充実	こども政策課
	子育て短期支援の充実	こども政策課

	放課後児童クラブ（サンホーム）の充実	文化・社会教育課
	放課後子ども教室の充実	文化・社会教育課
(3) 母子保健サービスの充実	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談、職位相談の実施	こども家庭課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施	こども家庭課
	おっぱいまつりの開催等を通じた子育て意識の啓発	こども政策課
	乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせの会やブックスタート事業の実施	図書館
(4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実	介護サービス制度の充実	高齢者支援課
	地域支援事業介護予防事業の充実	高齢者支援課
	地域支援事業家族介護支援の充実	高齢者支援課
	障害者支援の充実	福祉総務課
	その他の高齢者支援事業の充実	高齢者支援課
	地域包括支援センターの充実	高齢者支援課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和 13 年度)
①産前・産後サポーター派遣事業の延べ件数（年度）	175 件	175 件
②地域の子育て支援拠点年間利用者数（年度）	9,264 人	10,000 人
③認知症サポーター養成講座受講人数（累計）	10,001 人	12,000 人

※近況値出典【年度】：①②こども家庭課【R7】

③高齢者支援課【H18-R7 累計】

基本目標Ⅲ 誰もが安全で安心して暮らせる環境づくり

重点項目 9

生涯にわたる心と身体健康支援

■ 現状と課題

健康は、誰もが望むライフコースや理想とする生き方を実現する上で重要な基盤となるものです。性別や年齢にかかわらず、全ての人が健康に関する正しい知識や情報にアクセスし、健康の保持増進に自発的かつ積極的に取り組める環境を整えることが重要となっています。

平均寿命が延伸し「人生 100 年時代」を迎える中、生涯にわたって自分らしく健康で自立した生活を送るためには、若年期から自らの心身と向き合い、主体的に健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、生涯の各段階（ライフステージ）における性差や年代の違い、個人差に応じた健康支援が不可欠であり、各種健康診断の定期的な受診を促し、疾病の早期発見・早期治療につなげる取組が求められます。

また、急速に変化する社会状況において、多様なストレスや悩みを抱え、心の不調を来す人が増加しています。特に、性差による影響も含めた心身の健康を脅かす問題について、積極的な広報や啓発活動を行い、健康被害やメンタルヘルスに関する正しい理解を地域社会全体で深めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

男女の生涯を通じた健康づくりを促進するため、ライフステージに応じた健康支援や相談の充実を図ります。

- 誰もが、生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、関係機関と連携し、各種保健事業、健診・相談体制の充実を図ります。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関し、切れ目のない知識の普及啓発や情報提供に努めるとともに、母子保健対策事業の充実に努めます。
- 各コミュニティセンターで行う健康教室に加え、5人以上のグループの要望に対し、随時、出前健康講座を実施します。
- 葉酸サプリメントを配布するとともに、健康食生活チェックを実施する「プラス葉酸☆人生最初の 1,000 日応援事業」を実施します。

(2) 母性の保護の重要性に関する認識の浸透

女性の生涯にわたる健康を支援するとともに、母性の保護の重要性についての認識を、広く浸透させる啓発を行います。

- 女性の生涯にわたる健康支援の推進を図るため、「*性と生殖に関する健康と権利（SRHR : Sexual and Reproductive Health and Rights）」に関する知識と、次世代に生命を引き継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性について、正しい知識の普及啓発に努めます。
- マタニティマーク普及啓発による妊婦、母性の保護促進を図ります。
- プレママ（おっぱい育児スタート講座）、思春期の出前講座等により、母性保護の指導啓発を図ります。

(3) 心身の健康を脅かす問題に対する意識啓発

性感染症など様々な健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物等による健康被害対策の推進を図ります。

- 男女共に正しい保健や性に関する知識を持てるよう、こどもの発達段階に応じて、性感染症、喫煙、飲酒、薬物使用防止などに関する正しい情報を提供するとともに、自らの健康は自ら管理できるよう、学校、家庭、地域における健康教育や性教育の充実に努めます。
- こども環境クリーンアップ活動や、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策等を行います。

***性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とは**

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをさす」とされています。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

※ 第6次山口県男女共同参画基本計画

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1)生涯を通じた心身の健康支援	「光市健康づくり推進計画」の推進	健康増進課
	各年代に応じた健康教育、健診体制の充実	健康増進課
	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談、食育相談の実施（再掲）	こども家庭課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施（再掲）	こども家庭課
	おっぱいまつり等の開催を通じた子育て意識の啓発（再掲）	こども政策課
	乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせの会やブックスタート事業の実施（再掲）	図書館
(2)母性の保護の重要性に関する認識の浸透	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の概念の普及	こども家庭課 学校教育課
	母性保護に関する啓発	こども家庭課
(3)心身の健康を脅かす問題に対する意識啓発	性教育や感染症等に関する正しい知識の普及・啓発	学校教育課 文化・社会教育課
	薬物等による健康被害に関する情報の提供	健康増進課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①「自分は健康だ（非常に健康だ・健康な方だ）」と思う人の割合	67.6%	70.0%以上

※近況値出典【年度】：①健康・食育に関するアンケート調査【R6】

重点項目 10

安全で安心して暮らせる環境の整備

■ 現状と課題

近年、晩婚化や晩産化などを背景に、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」が新たな問題となっています。さらに、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DV、虐待、孤立・孤独など、市民が抱える暮らしの困難は複雑化・複合化しており、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加しています。

こうした複合的な課題に対応するため、2020年（令和2年）の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画に「重層的支援体制整備」が位置付けられました。さらに、女性支援新法においても、年齢、障害の有無、国籍、性的指向・性自認等を問わず、包括的な支援が求められています。特に、暴力等の影響で本来の力を発揮できなくなっている女性が力を取り戻し、自立した生活を送るためには、一時保護や住宅確保を含めたきめ細かな支援の充実が不可欠です。

本市では、これまで高齢者や障害者に関わる個別計画に基づき、体制整備を進めてきました。また、ひとり親家庭に対しては各種情報提供や相談窓口を通じて生活自立を支援してきました。

今後は、これら従来の取組を更に充実させるとともに、男女共同参画や困難な問題を抱える女性支援の視点を取り入れた包括的な支援体制の構築が必要です。さらに、多様性を尊重する社会の実現に向け、山口県パートナーシップ宣誓制度の周知や、LGBT等をはじめとする多様な生き方への市民の理解を深める啓発活動の推進が求められています。

■ 施策展開の方向

（１） 高齢者・障害者への安全・安心な生活の支援

高齢者が、自らの意欲や能力に応じて、社会との関わりを積極的に持ち続け、社会を支える重要な一員として地域社会に貢献できる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、障害者への理解の促進及び啓発活動を展開するとともに、障害福祉サービスの充実を図り、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進めます。

- 高齢者が、経験、技能等を活かし、積極的に社会との関わりを持ち続けるようボランティア活動や自治会への参加、趣味、スポーツ等、多様な社会参加を促進します。
- 高齢者が年齢にかかわらず、意欲と能力に応じていつまでも健康で働き続け

ることができるよう、働きやすい職場づくりを推進します。

- 高齢者一人ひとりの状態に応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に取り組みます。
- 認知症の人やその家族の視点に立って、「認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するための支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- 障害者が、自分らしく自立して暮らせるよう、生活支援サービス等の充実や、就労支援、雇用の促進や相談支援体制の強化を図ります。
- 障害者への理解の促進や、障害福祉サービスの充実等により、自分らしく暮らせる住みよい地域づくりを進めます。

(2) ひとり親家庭等に対する支援

こどもの養育、健康面での不安や経済的な不安を抱えるひとり親家庭に対し、経済的自立に向けた就労情報提供や相談体制の充実に努めます。

- 保育施設への送迎やこどもの預かりを行っている「ひかりファミリー・サポート・センター」の活用を継続します。
- 母子・父子自立支援員を中心として、「こども家庭センターきゅっと」との連携を図りながら、ひとり親家庭等の生活の安定・向上のための相談に応じ、自立に向けた支援を実施します。

(3) こどもの安全確保と健全育成

こどもの家庭生活における安全を確保し、虐待から守ることにより、こどもの健全育成を推進します。

- 「光市要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 広報・ポスター等による啓発活動を実施するとともに、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、オレンジライトアップ及びオレンジリボンツリーの設置を行います。
- 「こども家庭センターきゅっと」において、児童虐待等多様化する相談内容に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関との連携強化を図ります。

(4) *LGBT等の人々への対応

性的指向や性自認の如何にかかわらず、性的少数者が学校、職場、地域社会等において差別を受けることなく、全ての人の人権が守られる社会の実現を目指します。

- 性の多様性についての正しい知識を持ち、理解を深められるよう、様々な機会をとらえた教育や啓発を推進します。
- 性的少数者であることによる悩みや不安、さらには人権侵害等に関する相談体制を充実します。
- 性的少数者が日常生活で抱えている不便や困難なこと等について、多くの人が理解し、その解消に向けた配慮や施策を進められるよう努めます。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 高齢者・障害者への安全・安心な生活の支援	介護予防・認知症対策の推進	高齢者支援課 関係各課
	権利擁護の視点に立った支援体制の確立	高齢者支援課
	生涯現役社会づくりの推進	高齢者支援課
	介護保険事業の円滑・適正な推進	高齢者支援課
	ひかり高年者生きがいセミナーの実施	地域づくり推進課
	障害者福祉保健サービスの充実	福祉総務課
	障害者（児）家族サポート事業の推進	福祉総務課
	障害者の就労支援及び雇用の促進	福祉総務課
	相談支援体制の充実	福祉総務課
(2) ひとり親家庭等に対する支援	ひかりファミリー・サポート・センターの活用（再掲）	こども家庭課
	民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実	こども家庭課
(3) こどもの安全確保と健全育成	児童虐待防止に向けた啓発活動	こども家庭課

	児童虐待相談体制の充実	こども家庭課
(4) L G B T等の人々への対応	性の多様性に関する教育や啓発の推進	学校教育課 人権教育課 人権推進課
	性的少数者に向けた相談体制の充実	人権推進課 学校教育課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和 13 年度)
①地域ケア会議の開催回数（年度）	24 回	40 回
②介護予防事業の参加者数（年度）	2,393 人	3,000 人
③障害者雇用率	3.04%	3.5%

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【R7】

③福祉総務課【R7】

*「L G B T」とは

多様な性を表す言葉のうち、以下の 4 つの頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを総称する言葉としても使われます。

L：レズビアン（Lesbian）

女性として、女性が好きな人

G：ゲイ（Gay）

男性として、男性が好きな人

B：バイセクシュアル（Bisexual）

男女両性を好きになる人

T：トランスジェンダー（Transgender）

「身体の性」と「心の性」が一致しない人や、違和感のある人

この他にも、**パンセクシュアル**（好きになる相手の性を条件としない人）、**アセクシュアル**（いずれの性にも性的指向がない人）、**クエスチョニング**（自分の性を男性・女性のどちらと決めていない、わからない人）などがあります。

※ 山口県「知っておきたい「L G B T」等の基礎知識」

重点項目 11

あらゆる暴力の根絶

2007年（平成19年）に改正された「DV防止法」において、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画に含める形で、本重点項目を「光市DV対策基本計画」とします。

■ 現状と課題

配偶者等からのDVは、相手の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害であり、根絶しなければなりません。また、近年は生活環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、家庭内におけるDV被害の深刻化が懸念されています。

市民アンケートによると、DVを経験した割合は女性で8.1%、男性で0.4%であり、被害者のうち34.5%が「誰にも相談していない」現状です。その理由として「相談しても無駄」「我慢すれば何とかやっていける」という回答が最も多く、被害者が無力感や諦めを抱き、問題が家庭内に潜在化している実態が大きな課題となっています。

このため、誰もが加害者にも被害者にもならない社会づくりや、身近な相談に適切に対応できる体制づくりが不可欠となっています。特に交際相手間で行われる「デートDV」への認知度向上を含め、若い世代に対する暴力防止のための教育・啓発活動の強化が求められています。

また、配偶者等への暴力は、児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生しやすい傾向があります。この複雑な問題に対応するためには、庁内各課の緊密な連携はもちろんのこと、警察、山口県男女共同参画相談センター、児童相談所、医療機関、民間支援団体といった庁外の関係機関との情報交換や連携強化を図ることが重要です。

こうした現状を踏まえ、「DV防止法」に基づき、ストーカーや性暴力、各種ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に向けた「暴力を許さない気運」を社会全体で醸成していく必要があります。被害者が迷わず相談できるよう窓口の周知を徹底し、発見から相談、そして確実な自立支援に至るまで、状況に応じたきめ細かな支援体制の構築に努めます。

■ 施策展開の方向

（１）暴力を根絶する取組の推進

DVをはじめとしたあらゆる暴力の防止及び被害者の早期発見、早期対応につながるよう、暴力を許さない社会的気運の醸成のための教育及び啓発活動を推進します。

- 講演会の開催や広報等への啓発記事の掲載により、暴力根絶の意識づくりを

促します。

- 若年層における交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、学校や職場等における「デートDV教室」の開催を支援します。
- 職場や学校、地域等社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を進めるとともに相談体制の充実を図ります。
- 関係機関が連携し、男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進や相談体制の充実に努めます。

（２） 相談窓口の周知と体制づくり

DV被害者やその状況に気づいた人が速やかに相談できるよう相談窓口の周知に努め、多様化する相談内容に適切に対応するため、相談体制の整備・充実を図ります。

- 市広報やホームページの活用、研修会の開催等を通じて市民への相談窓口の周知を図ります。
- 警察、山口県男女共同参画相談センター等関係機関と連携して、DV被害者が孤立して悩むことのないよう相談窓口の周知に努めます。
- 市は、DV被害者にとって最も身近な相談機関として、プライバシーに十分配慮した上で、関係部署での情報共有など、適切な相談対応を図ります。また、女性相談支援員を配置し、迅速に対応できる相談体制の強化を図ります。
- 関係部署、関係機関と連携し、DV相談に適切に対応できるよう、各種研修や講座を活用し、関係職員の資質向上を図ります。
- 緊急時における一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、山口県男女共同参画相談センターまでの同行や助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。

（３） 被害者の自立に向けた支援

DV被害者への支援制度等の情報提供を行い、自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して被害者の状況に応じた支援を行います。

- 様々な支援制度などに関する情報の提供や、関係機関との連絡調整を図ります。
- 被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係部署、関係機関と連携し、総合的かつ継続的な支援を行います。
- 被害者が同伴するこどもについて、関係機関と連携して支援に努めます。
- 被害者等に関わる各種手続きに関する個人情報について、管理を徹底します。

(4) DV防止対策推進体制の整備

DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署、県や警察等関係機関、民間支援団体等との連携や体制の整備に努めます。

- DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署と県や警察、また医療機関等の庁外の関係機関との円滑な連携に努めます。
- ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等と連携を図り、DV防止に係る啓発や被害者の支援に努めます。

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1)暴力を根絶する取組の推進	講演会等の開催や広報等を通じた啓発活動の推進	人権推進課
	学校や職場等における「デートDV教室」等の開催の支援	人権推進課
	各種ハラスメント防止のための啓発	人権推進課 商工振興課
	各種ハラスメントに関し、国、県等と連携し、相談窓口に関する情報提供の実施	人権推進課 商工振興課
	相談体制の充実と情報提供	福祉総務課 こども家庭課 学校教育課 人権推進課
(2)相談窓口の周知と体制づくり	市民への相談窓口の周知	人権推進課 福祉総務課
	関係機関と連携した相談体制の整備	福祉総務課 人権推進課 関係各課
	関係部署、関係機関との連携を強化し、ワンストップ・サービス体制の構築	福祉総務課 関係各課
	被害者の安全確保を図るため、警察や山口県男女共同参画相談センターとの連携、県シェルターへの一時保護	福祉総務課 関係各課
(3)被害者の自立に向けた支援	被害者への支援制度の情報提供や関係機関との連絡、自立支援の実施	福祉総務課 関係各課

	被害者等に関わる各種手続きに関する情報管理の徹底	関係各課
(4)DV防止対策推進体制の整備	庁内関係部署との連携	人権推進課 福祉総務課 関係各課
	警察、山口県男女共同参画相談センター等の庁外関係機関との連携	福祉総務課 関係各課
	ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等との連携	福祉総務課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和13年度)
①DVを受けたことのある人の割合	4.8%	4.8%以下
②DVを受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合	10.3%	10.3%以上

※近況値出典【年度】：①②男女共同参画に関する市民アンケート【R7】

「DV防止法」とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001年（平成13年）、議員立法により成立した法律です。

定義「配偶者からの暴力」

「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をさします。なお、保護命令に関する規定は、身体に対する暴力と脅迫（退去等命令は、生命・身体に対する脅迫のみ）を対象としているほか、発見者による通報等、身体に対する暴力のみを対象としている規定もあります。

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

※ 内閣府 男女共同参画局ホームページより抜粋

重点項目 12

困難な問題を抱える人が安心して相談できる環境の整備

2024 年（令和 6 年）に施行された「*女性支援新法」において、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、本計画に含める形で、本重点項目を「光市困難女性支援計画」とします。

■ 現状と課題

離婚や未婚化など、結婚・家族に対する意識の変化に伴い、ひとり親世帯や単身世帯が増加しています。特に離婚などを機にひとり親となった場合、育児との両立や職歴が壁となり、非正規雇用を選択せざるを得ないケースが多く見られます。この家族の変化から雇用の不安定化、そして収入格差や生活困窮へ至る構造が、当事者を社会的孤立へと追い詰める大きな要因となっています。

また、ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人といった属性に「女性」という要素が加わることで、困難は更に複雑化しています。とりわけ母子家庭世帯は、非正規雇用の割合が高く平均年収が低い水準にある上に、養育費の確保においても問題を抱えやすい傾向にあると言われています。こうした経済的基盤の脆弱さは、貧困が次世代へ連鎖するリスクを高めるため、若年層への早期支援も重要であると考えます。

こうした状況の中、2024 年（令和 6 年）4 月に「女性支援新法」が施行され、相談対応、一時保護、医学的・心理学的援助、自立促進のための生活支援を行う体制整備が法的に進められています。

しかし、生活困窮に陥る背景には多様な要因が複雑に絡み合っており、それぞれの実情に応じたきめ細かな支援を提供し、確実な自立へとつなげるためには、これらを担う専門的な人材の確保が大きな課題です。さらに、抱える問題が複雑化・潜在化する中、困窮者が安心して相談できる環境を構築するためには、相談窓口の拡充にとどまらない包括的な環境整備が重要となっています。

■ 施策展開の方向

（１） 困難な問題を抱える人に対する生活支援や自立支援

高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親家庭など、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安全で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

- 高齢者や障害者、外国人市民などが安心して生活できる環境整備に努めます。
- 山口県国際交流協会などとの連携や日本語交流サロン（多文化共生推進事業）

の開催により、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。

- ひとり親家庭に対しての支援体制を図ります。
- 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮者の自立に向けた支援に努めます。
- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える人を支援するため、女性相談支援員の配置を進めていきます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

迷わず相談できるよう相談窓口の周知に努め、県や民間支援団体、関係課との連携の強化や、相談や支援にあたる職員の資質の向上など相談体制の充実を図ります。

- 市広報やホームページの活用、チラシの配布等を通じて市民への相談窓口の周知を図ります。
- 「みんなの人権 110 番」などの相談窓口等の情報提供を行うとともに、県や民間支援団体などのほか、関係課の相談窓口との連携を図ります。

*「女性支援新法」とは

困難な問題を抱える女性への支援は、従来売春防止法（1951 年（昭和 31 年）制定）に基づき、「売春をなすおそれのある女子」に対する保護更生等を目的として、補導処分や相談対応等が行われてきました。

一方で、近年の女性をめぐる課題は、被虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。

こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、2022 年（令和 4 年）5 月に女性支援新法が制定されました（2024 年（令和 6 年）4 月 1 日施行）。

女性支援新法においては、各自治体において、関係機関や民間団体等で支援に必要な情報や方針を共有し、横断的な連携・協働の下に女性支援を展開するためのネットワークである「支援調整会議」の設置が努力義務として規定されました。今後はこのような場も活用し、各制度の垣根を越えて担当者間で顔の見える関係を作りながら、分野横断的に連携を深めていくことにより、困難を抱える女性に対し切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

※ 内閣府 男女共同参画局ホームページより抜粋

■ 施策の展開例

施策展開の方向	概要	担当課等
(1) 困難な問題を抱える人に対する生活支援や自立支援	高齢者・障害者・外国人市民などへの支援	高齢者支援課 福祉総務課 企画調整課
	ひとり親家庭に対する支援	こども家庭課 福祉総務課 学校教育課
	生活困窮者自立支援事業の実施	福祉総務課
	女性相談支援員の配置	福祉総務課
(2) 相談体制の整備と連携強化	各種窓口の周知	福祉総務課 人権推進課 関係各課
	連携体制の強化	福祉総務課 人権推進課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (令和 13 年度)
①生活困窮者の相談受付人数	110 人	110 人以下
②女性相談支援員の人数	1 人	1 人以上

※近況値出典【年度】：①②光市決算書【R7】

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、「光市男女共同参画基本計画」を総合的に推進していくためには、庁内外における推進体制の構築を充実させるとともに、市民や事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。

計画の実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら適切な進行管理を行います。また、国や県、関係機関の動向を踏まえつつ連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

1 市民との協働による計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体、事業者等が男女共同参画に関する意見交換や情報の共有化を図るため、「光市男女共同参画推進ネットワーク」を中心に、「光市女性団体連絡協議会」との連携や協働事業提案制度の活用等により、市民との協働による計画の推進を図ります。

2 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野に関わりを持っており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「光市男女共同参画庁内推進本部」を中心に、各部局が情報の共有化と連携の強化を図ります。

3 調査・研究の充実と情報の提供

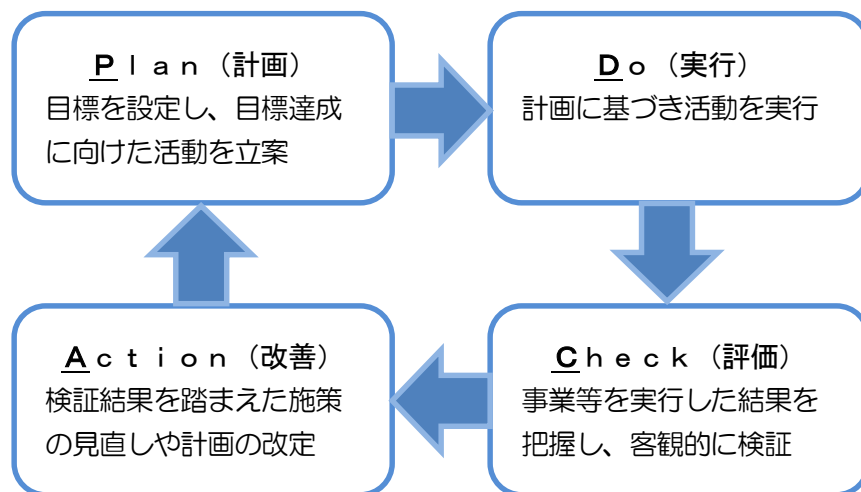
男女共同参画社会の形成の推進に関し、市民組織で構成された「光市男女共同参画推進ネットワーク」において、施策に反映させるための意見交換を行うとともに情報の収集や提供に努めます。

4 国・県及び関係機関との連携

国・県をはじめ、関係機関との連携を図りながら、情報収集・提供の実施により計画を推進します。

5 定期的な計画の評価

本計画の進捗状況は、定期的に取り組状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、状況に応じて施策や数値目標の見直しを行います。見直しのプロセスにおいては、PDCAサイクルを活用します。



6 推進体制図

光市男女共同参画基本計画の推進体制

